# 道路除雪オペレータ実態調査報告

令和５年９月

一般社団法人日本建設機械施工協会
北 陸 支 部　　雪 氷 部 会

# 道路除雪オペレータ実態調査報告

目　　次


１．概　要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２．調査方法およびとりまとめ方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
３．令和４（2022）年度の調査先とアンケート設問項目の変更点　・・　1
４．アンケートの集約状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　４．１　アンケート集約企業数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　４．２　発注機関の内訳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　４．３　発注機関別のアンケートデータ件数　・・・・・・・・・・・・　3
　４．４　アンケート回答の継続性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
５．令和４（2022）年度の北陸地方の降雪状況　・・・・・・・・・・・・　5
６．アンケート調査結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　６．１　オペレータの確保状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　６．２　オペレータの所属　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　６．３　オペレータの年齢構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　６．４　オペレータの経験年数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
　６．５　オペレータの勤務体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　６．６　オペレータの充足状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
　６．７　オペレータの不足数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
　６．８　助手の確保状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
　６．９　除雪機械の保有区分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
　６．10　除雪機械の台数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
７．意見・要望　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
　７．１　オペレータを確保するための制度　・・・・・・・・・・・・・　30
　７．２　除雪機械を確保するために必要な制度　・・・・・・・・・・・　30
　７．３　その他（除雪作業全般）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
８．アンケート結果のまとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
９．おわりに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31

資料－１　意見・要望　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
資料－２　アンケート調査表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39

## １．概　要

一般社団法人日本建設機械施工協会北陸支部では、雪国の道路除雪を支える除雪機械のオペレータの経年変化を把握するため、国土交通省北陸地方整備局（以下、「北陸地方整備局」と表記）、新潟県、富山県、石川県の道路除雪の受注者を対象に、平成３（1991）年度から、概ね５年毎にアンケート調査を実施している。

この度、令和４（2022）年度の調査結果をとりまとめたので報告する。

これまでの調査では、オペレータの高齢化、若手オペレータの減少、労働条件や除雪機械の確保等、いくつかの課題が指摘されていたが、今回の調査は、その後の経年変化について確認するために調査を行ったものである。

## ２．調査方法およびとりまとめ方法

調査は、北陸管内における北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県の道路除雪作業を受注している企業を対象にアンケートを送付し、回答があった資料についてとりまとめを実施した。

今回の調査は、アンケート調査票の一部で選択肢の表現の見直しを行っているが、基本的に同じ内容で調査を実施した。なお、アンケート回収時期は、令和４年度の除雪シーズンの施工実態を正確に把握するため、道路除雪作業が終了する３月に設定した。

とりまとめにおいては、平成３（1991）年度および平成６（1994）年度の調査については、詳細データが現存していないため、データが現存する平成10（1998）年度、平成16（2004）年度、平成21（2009）年度、平成27（2015）年度の過去４回の調査データと比較し、傾向について考察するものとした。

## ３．令和４（2022）年度の調査先とアンケート設問項目の変更点

(1) 調査対象企業の見直し

前回調査（平成 27（2015）年度）において、除雪作業非受注等を理由とするアンケート回収数の低下が地方自治体関係企業で散見されたため、今回の調査は、調査表の回収率の向上を図るために当協会で開催している「除雪機械安全施工技術講習会」の参加企業を対象に一部見直しを行い、調査を実施した。

(2) 設問項目とデータ集計方法の見直し

企業によっては、複数の道路管理者の除雪作業を受注している場合があり、発注機関（国、県、市町村）によって道路管理水準が異なり、それに応じて除雪作業体制が異なることが考えられる。

今回の調査では、発注機関毎に区分が可能な場合において、国、県、市町村別に作業体制（作業従事者や機械台数等）を記入できるよう設問項目を見直した。

企業によっては、各土木事務所や各市町村の発注機関毎に回答いただいたものがある一方、オペレータの兼任等の理由から、県、市町村の仕分けが困難で複数の機関を統合した回答も多数あった。

そのため、1調査対象企業から複数の県の出先機関や複数の市町村のデータの提出があった場合は、施工体制類似の観点から県あるいは市町村の1データとして統合し分析を行うこととし、分離が不可能な調査票は上位機関である県のデータとして取り扱うものとした。

その結果、従前の調査に比べ、地方自治体データが多く回収される結果となったため、今後のデータ蓄積により、地方自治体の課題抽出の一助となることが期待できる。

## ４．アンケートの集約状況

### ４．１　アンケート集約企業数

令和4（2022）年度の調査対象企業は、北陸地方整備局及び新潟・富山・石川県内の除雪作業受注者118社とした。

その結果、**図－1**に示すのとおり、114 社からアンケート回答（有効回答率 96.6%（114/118））が得られ、地域分布に偏りがなく、北陸地方を満遍なく網羅した結果となった。

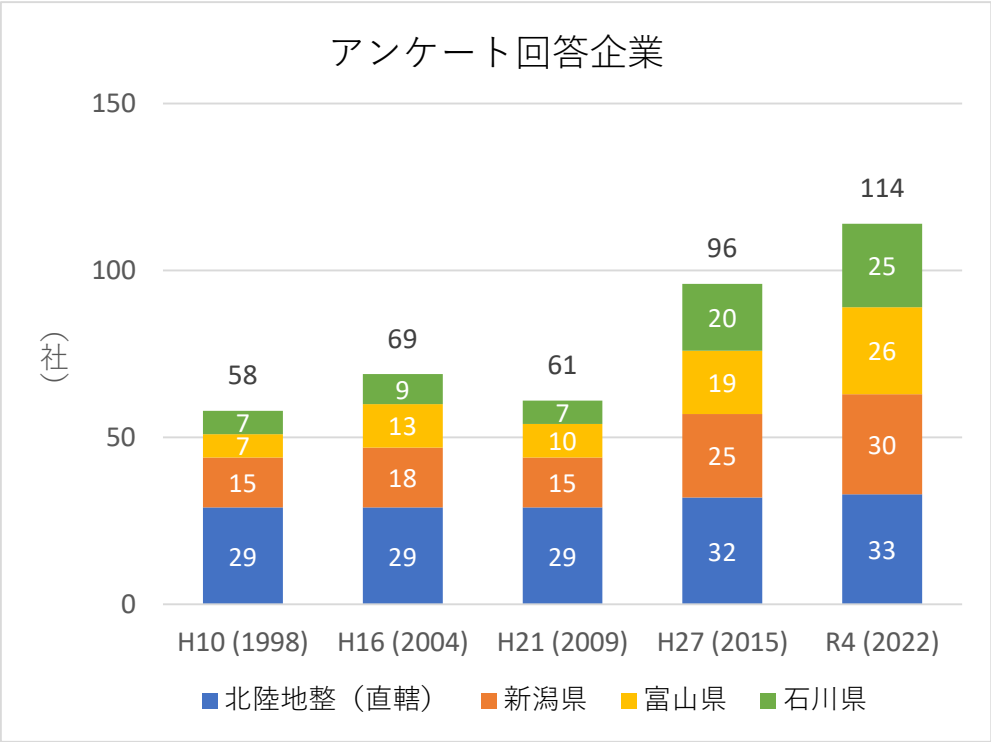


**図－1　アンケート回答企業**

## ４．２　発注機関の内訳

**図－２**にアンケート回答企業の発注機関の内訳を示す。約 2/3 の企業が 1 機関のみのデータとなっているが、それ以外の約 1/3 の企業から複数機関のデータ提出があった。

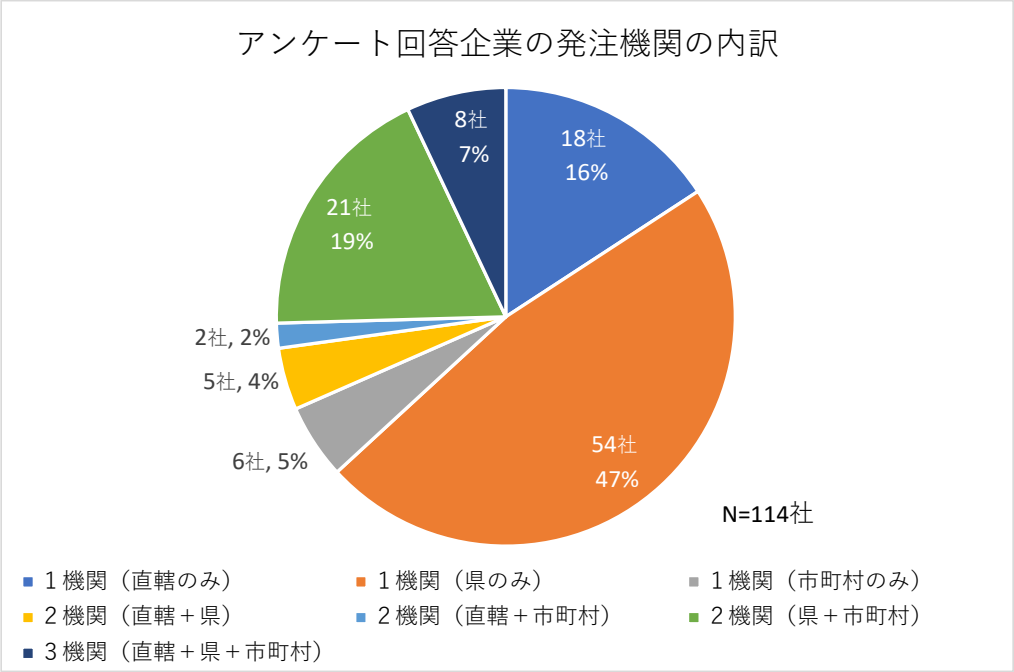


**図－２　アンケート回答企業の発注機関の内訳**

## ４．３　発注機関別のアンケートデータ件数

**図－３**に平成 10（1988）年度から令和 4（2022）年度までのアンケートデータ件数を示す。令和 4（2022）年度は 158 データを集約した。

とりまとめは、北陸地方整備局及び各県、市町村を含めた北陸地方全体のデータ（以下、「全体」と表記する。）で行うことを基本とするが、除雪水準の違いにより除雪作業体制に差異があることが考えられるため、北陸地方整備局の除雪作業データのみを集約したもの（以下、「直轄」と表記する。）と、新潟県、富山県、石川県の３県及び各県市町村の除雪作業データを合わせて集約したもの（以下、「３県」と表記する。）に区分したグラフを付記し、特徴的な傾向について考察した。

なお、「全体」においては、令和 4（2022）年度は、従前の調査に比べ、各県、各市町村のデータ件数が多くなったことから、若干ではあるが、地方自治体の体制に影響を受ける傾向となっている。

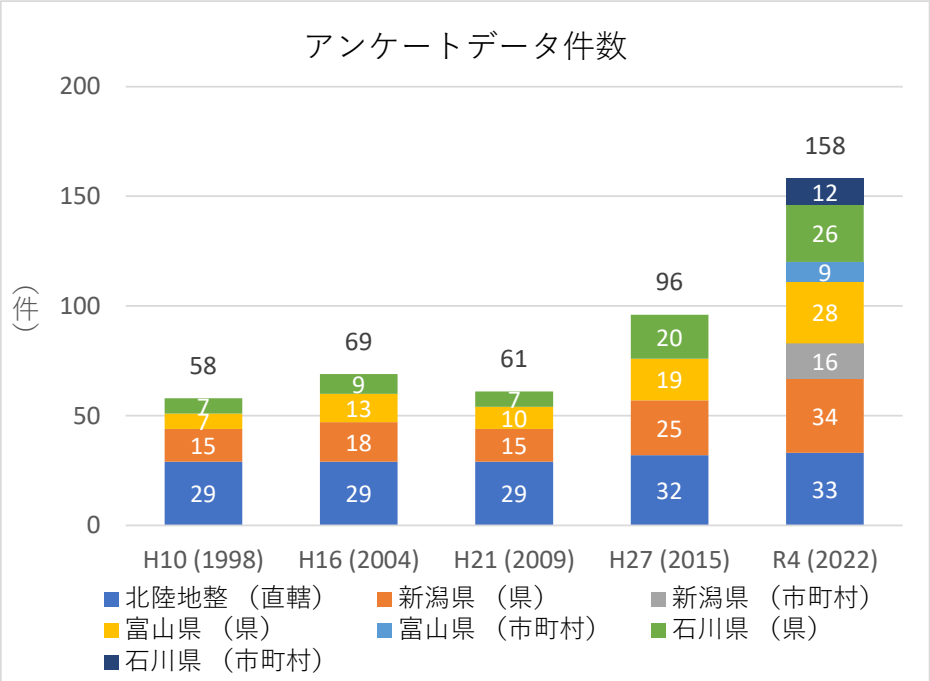


**図－３　アンケートデータ件数**

## ４．４　アンケート回答の継続性

**表－１**は平成 10（1998）年度から令和 4（2022）年度までのアンケート回答の継続状況を示す。

5 回のアンケートにおいて、1 回のみ回答者は全体の 34%を示し、３回以上の継続性があるデータは全体の 54%を示す。平成 10（1988）年度から令和 4（2022）年度まで５回連続して回答を得ている割合は 36 社で 32%を示す。

令和 4（2022）年度のアンケート調査の依頼箇所は、平成 10（1988）年度から平成 27（2015）年度までのアンケート依頼企業において、回答が無かった企業や除雪事業からの撤退している企業を除外し、合わせてオペレータが少人数の企業に対して見直しを実施した。継続性の観点では若干懸念が残るが、平成 27（2015）年度調査の継続回答企業が 6 割強を占めるため、経年変化の把握には十分なアンケート調査であると思慮する。

**表－１　アンケート回答企業数と継続性**

（提出企業数）

| | R04 (2022) | | | | H27 (2015) | H21 (2009) | H16 (2004) | H10 (1998) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 継続調査 | 発注機関毎のため追加件数 | 従来企業調査なし | 調査新規追加 | 継続調査等 | | | |
| 直　轄 | 33 | 0 | 0 | 0 | 32 | 29 | 29 | 29 |
| 新潟県内 | 21 | 21 | △ 7 | 8 | 25 | 15 | 18 | 15 |
| 富山県内 | 14 | 11 | △ 8 | 12 | 19 | 10 | 13 | 7 |
| 石川県内 | 8 | 12 | △ 16 | 18 | 20 | 7 | 9 | 7 |
| 計 | 76 | 44 | △ 31 | 38 | 96 | 61 | 69 | 58 |
| | 158 | | | | ― | ― | ― | ― |

| H10～R04の調査回答数 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 5回回答 | 4回回答 | 3回回答 | 2回回答 | 1回回答 |
| 23 | 7 | 3 | 0 | 0 |
| 8 | 5 | 2 | 7 | 8 |
| 3 | 4 | 2 | 5 | 12 |
| 2 | 1 | 1 | 2 | 19 |
| 36 | 17 | 8 | 14 | 39 |
| 32% | 15% | 7% | 12% | 34% |

## ５．令和４（2022）年度の北陸地方の降雪状況

北陸地方における令和４（2022）年度の累計降雪量を**図－４**に示す。

令和４（2022）年度の累計降雪量は、令和４年 12 月と令和５年１月に一部地域で記録的な降雪があったが、最終的には過去５ヶ年平均の約 1.0 倍、いわゆる平年雪となっている。

従って、今回のアンケート調査では、平均的な気象条件下における作業体制データが収集できたものと考える。

一方、除雪作業は累計降雪量が作業頻度に直接影響するが、近年の強烈な寒波の襲来や JPCZ（日本海寒帯気団収束帯）により短期、集中的な降雪の発生もあり、降雪強度（立ち上がり部分）も大きく影響することが考えられる。

そのため、平年雪であっても作業体制の緩和や作業負担が軽減されているとは一概に言い難い。

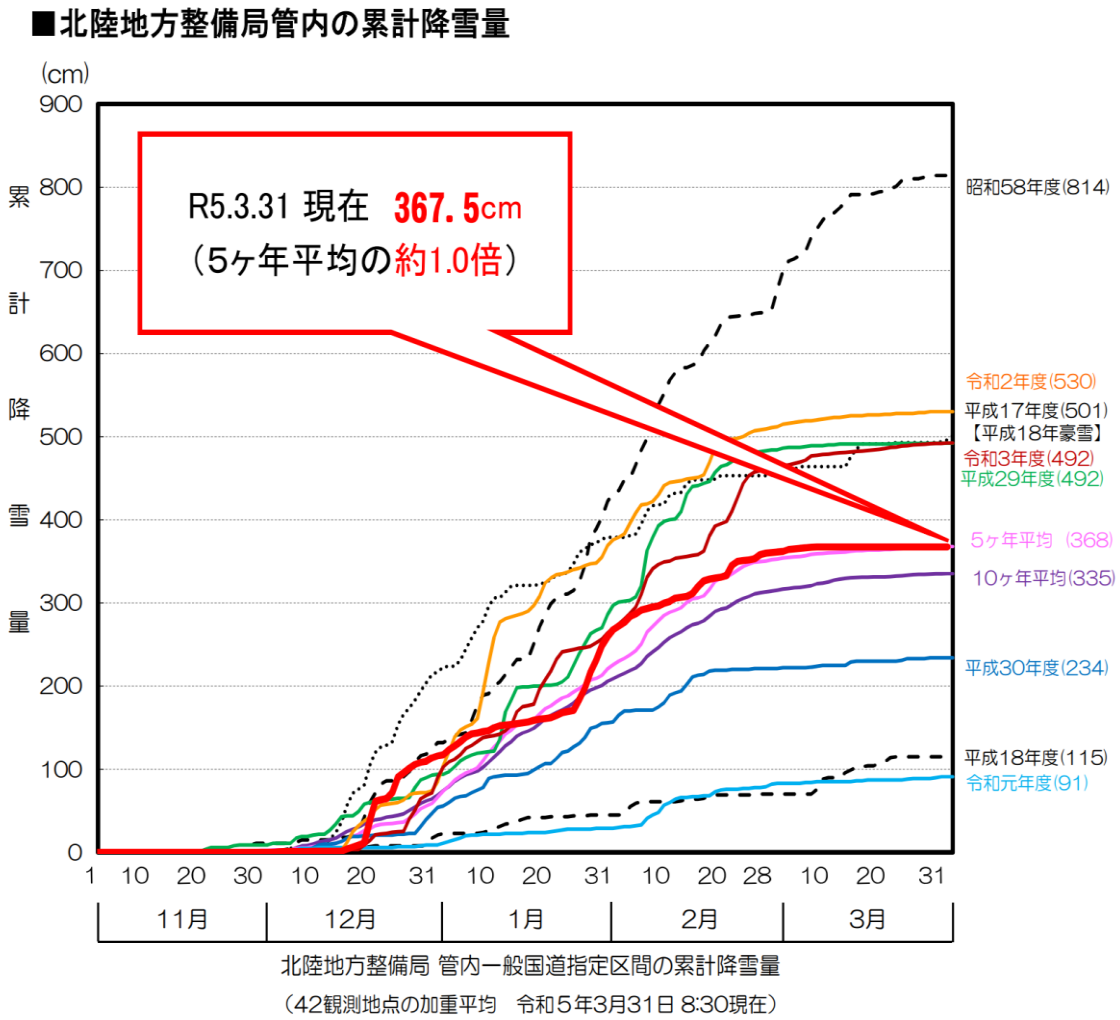


**図－４　令和４年度 北陸地方整備局管内の降雪状況**

（令和４年度今冬の記録（令和５年４月 国土交通省北陸地方整備局道路部）より）

## ６．アンケート調査結果

### ６．１　オペレータの確保状況

１事業所あたりのオペレータ数「全体」の経年変化を**図－５**に示す。

「全体」として、中央値は平成 10（1998）年度の 16～20 人が令和 4（2022）年度の中央値は 11～15 人に変化していることや、26～30 人以上の各区分ではポイントが減少していることから、オペレータ数は減少傾向を示している。

**図－６**に「直轄」、**図－７**に「３県」を示す。

過去の調査を通じて、「直轄」の中央値は 31～40 人、「３県」の中央値は 6～15 人で推移しており、顕著な減少傾向は確認できないが、前回調査との比較では減少が確認される。各企業（事業所）において必要な要員を維持、確保している状況が推測される。

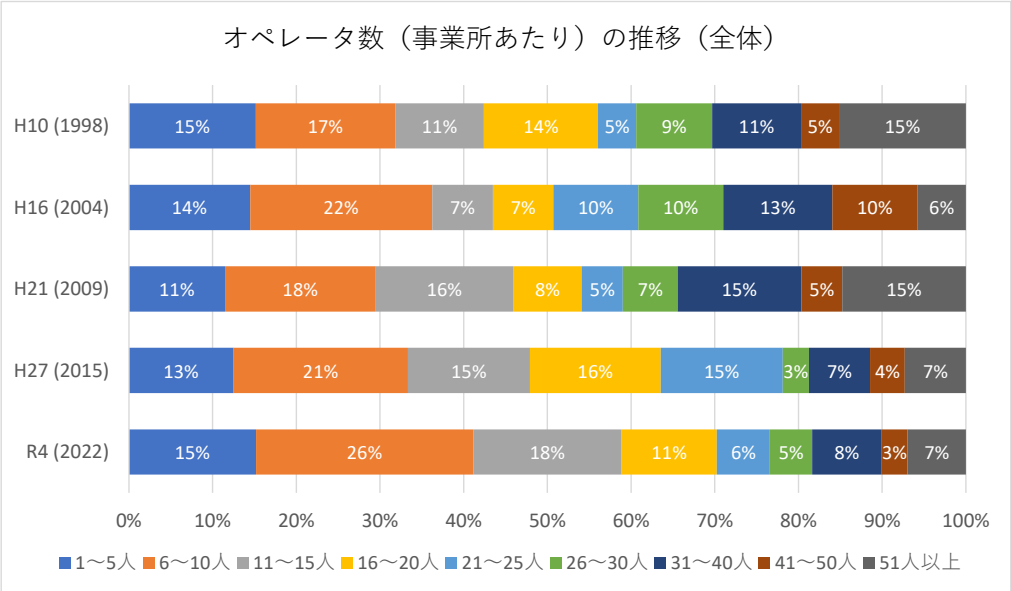


**図－５　事業所毎のオペレータ数の推移（全体）**

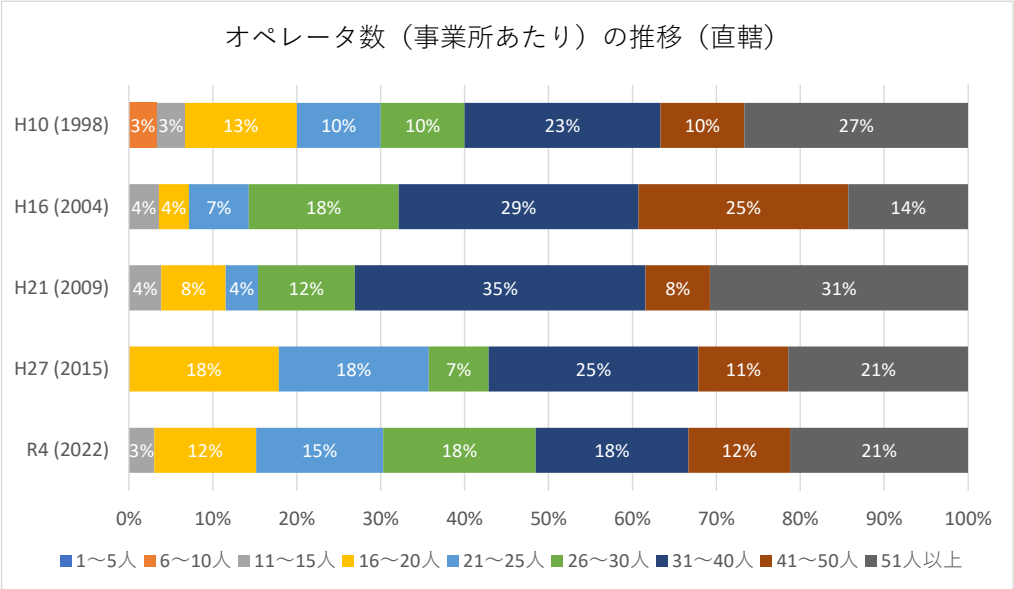


**図－６　事業所毎のオペレータ数の推移（直轄）**

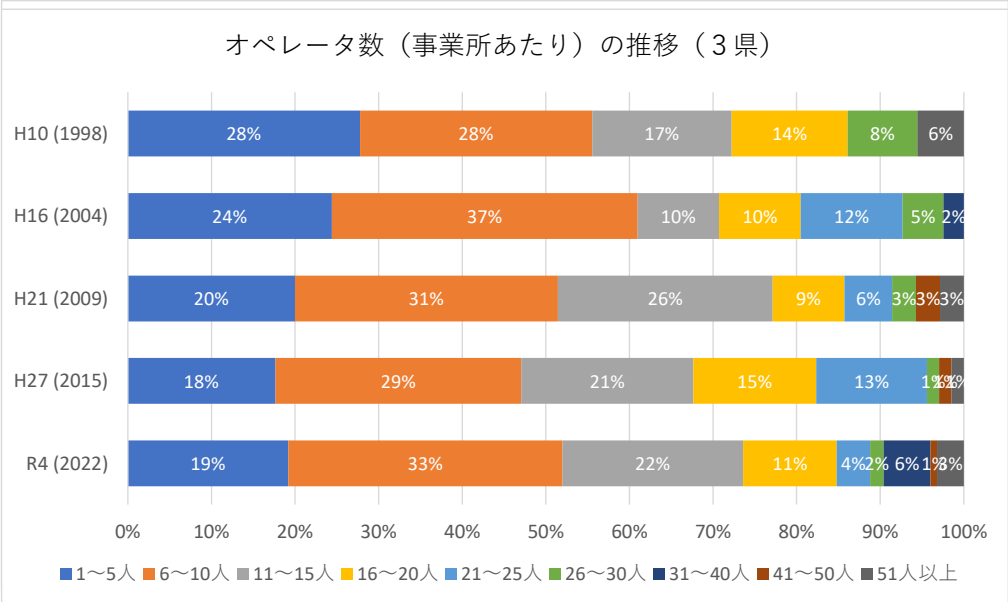


**図－７　事業所毎のオペレータ数の推移（３県）**

## ６．２　オペレータの所属

オペレータの所属（自社社員または自社社員以外）を**図－８～１０**に示す。

「全体」では約７割が自社社員となっており、「直轄」では約６割、「３県」では約８割が自社社員であり、直轄は自社以外への依存度が高い。

また、「３県」では協力会社や臨時雇用等の自社社員以外の割合が微増の傾向にある。

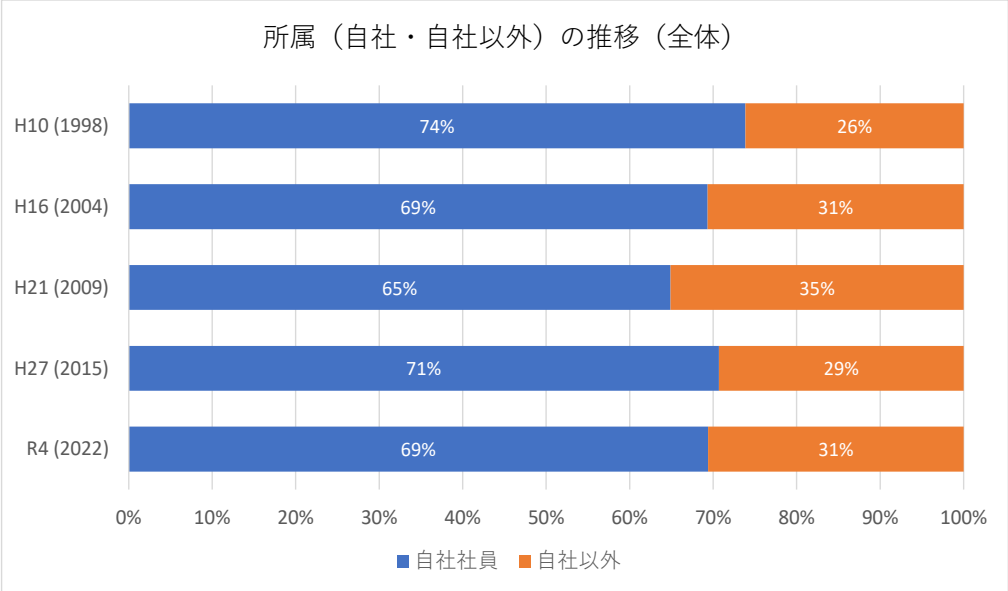


**図－８　オペレータの所属（自社社員・自社以外）の推移（全体）**

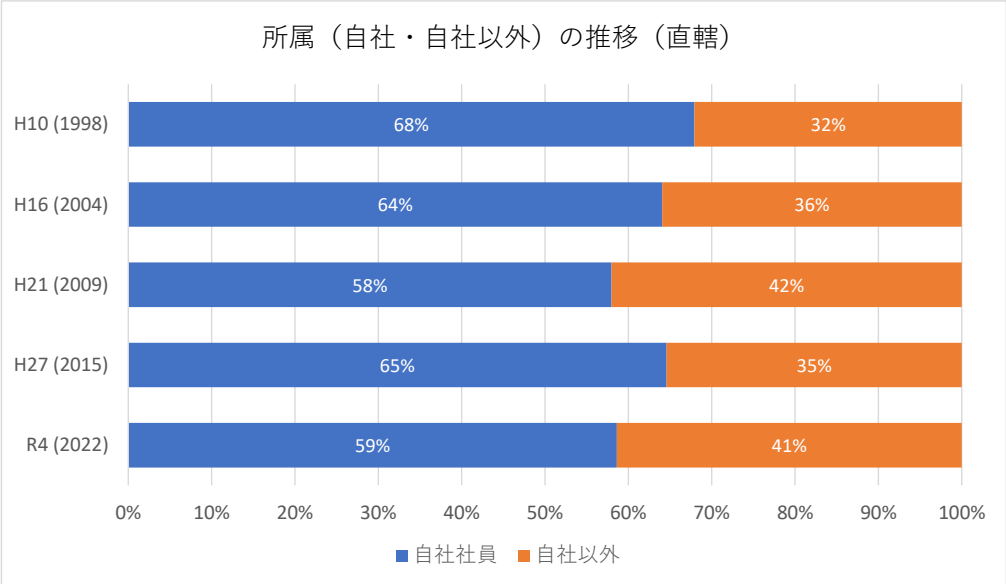


図－９　オペレータの所属（自社社員・自社以外）の推移（直轄）

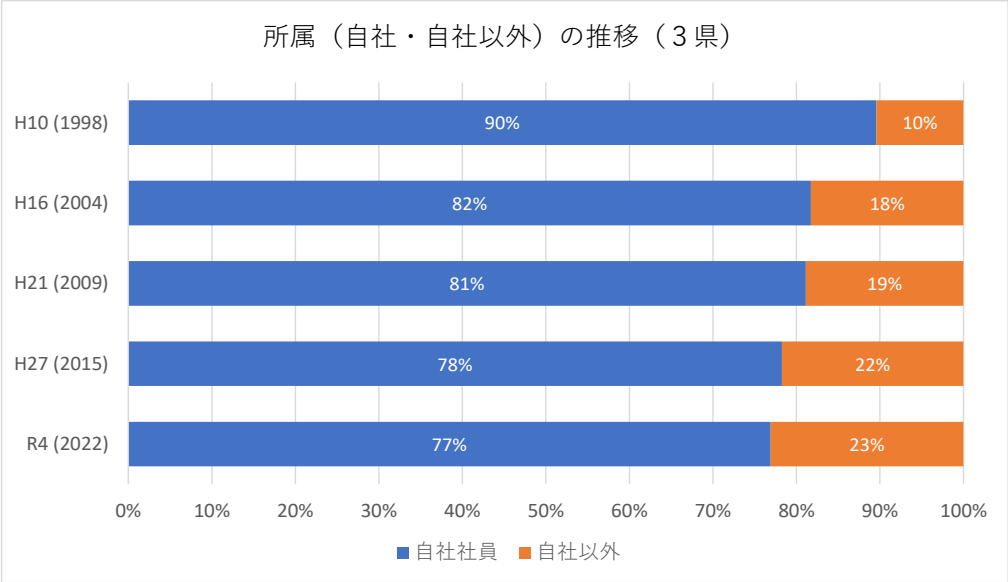


図－１０　オペレータの所属（自社社員・自社以外）の推移（３県）

## ６．３　オペレータの年齢構成

オペレータの年齢構成「全体」の推移を**図－１１**に示す。

年齢構成は、平成 16(2004)年度調査から年々高齢化傾向を示しており、令和 4(2022)年度は更に高くなっている。この年齢構成から 20 歳代は若干増加しているものの 30 歳代が 9 ポイント大きく減少（H27：23%）しているためである。今後の道路除雪を担う 40 歳以下のオペレータは全体の 25%で、前回調査の平成 27（2015）年度からの 7 年間で 7 ポイント減少している。

一方、51 歳以上は 44%と 5 ポイント増加(H27：39%)しており、オペレータの高齢化が一層進んでいることを示している。また、前回の調査で明らかになった 71 歳以上のオペレータは引き続き増加しており、若手入職者不足を高齢オペレータが補っているものと推測される。

**図－１２**に「直轄」、**図－１３**に「３県」の推移を示す。

「直轄」と「３県」の年齢構成、増減傾向に大きな差異はないが、「３県」において、わずかではあるが 21～30 歳が増加していることが注目される。

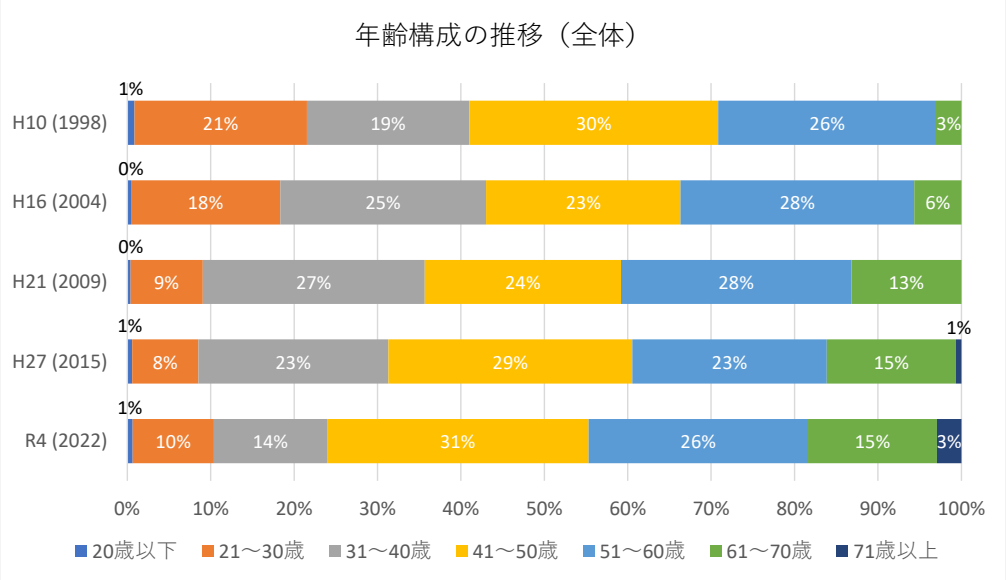


**図－１１　オペレータの年齢構成の推移（全体）**

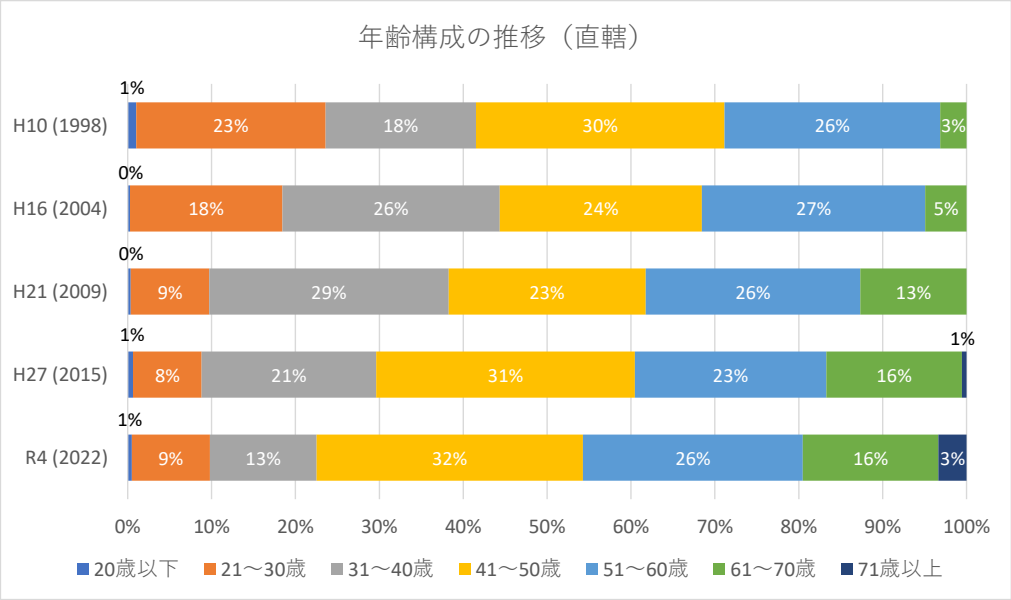


図－１２　オペレータの年齢構成の推移（直轄）

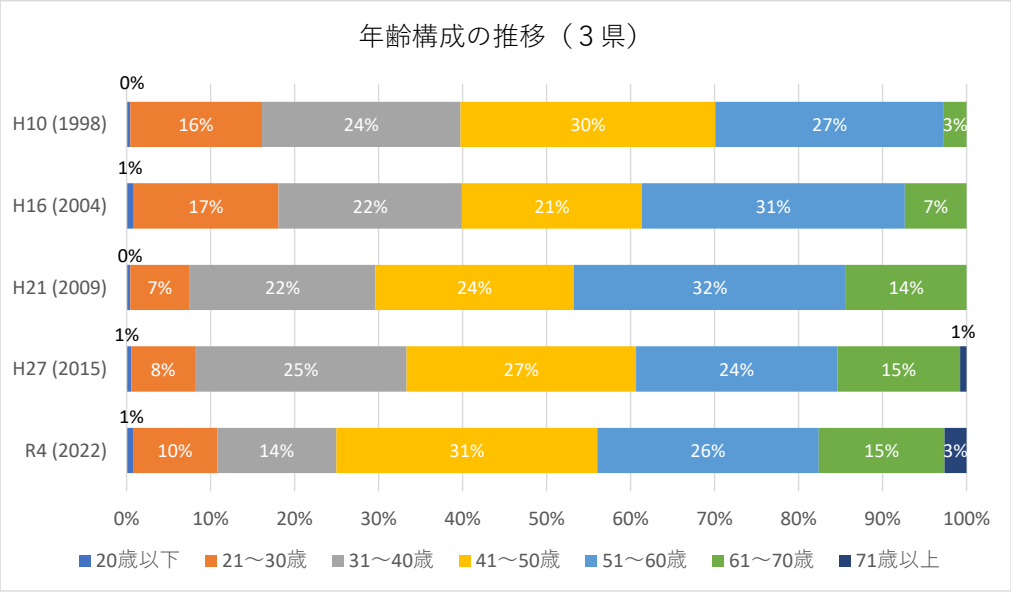


図－１３　オペレータの年齢構成の推移（３県）

## ６．４　オペレータの経験年数

**図－１４**にオペレータの経験年数「全体」の推移を示す。

経験年数の中央値は 11～15 年であり、年々、経験年数が増加する傾向が見受けられる。一方、経験年数 10 年以下のオペレータの割合は減少傾向にあり、若手オペレータの減少が顕在化してきている。なお、21 年以上の割合は 7 ポイント増加しており、経験豊富なオペレータが継続して除雪機械に乗務していることを表している。

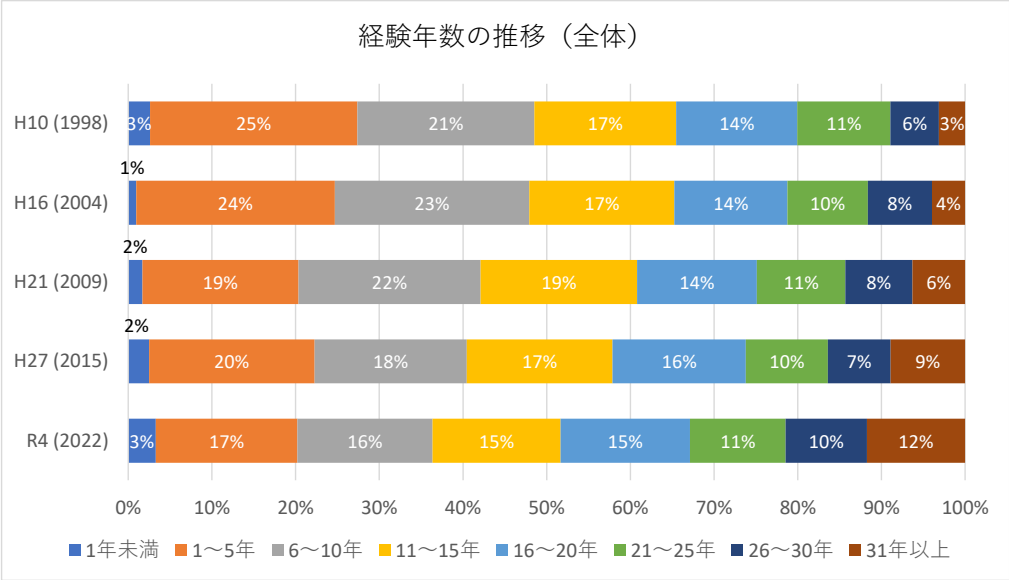


**図－１４　オペレータの経験年数の推移（全体）**

また、**図－１５**に「直轄」、**図－１６**に「３県」の推移を示す。

「直轄」と「３県」の傾向は「全体」と同様の傾向を示しているが、わずかではあるが「直轄」より「３県」の経験年数が高いという結果が得られた。

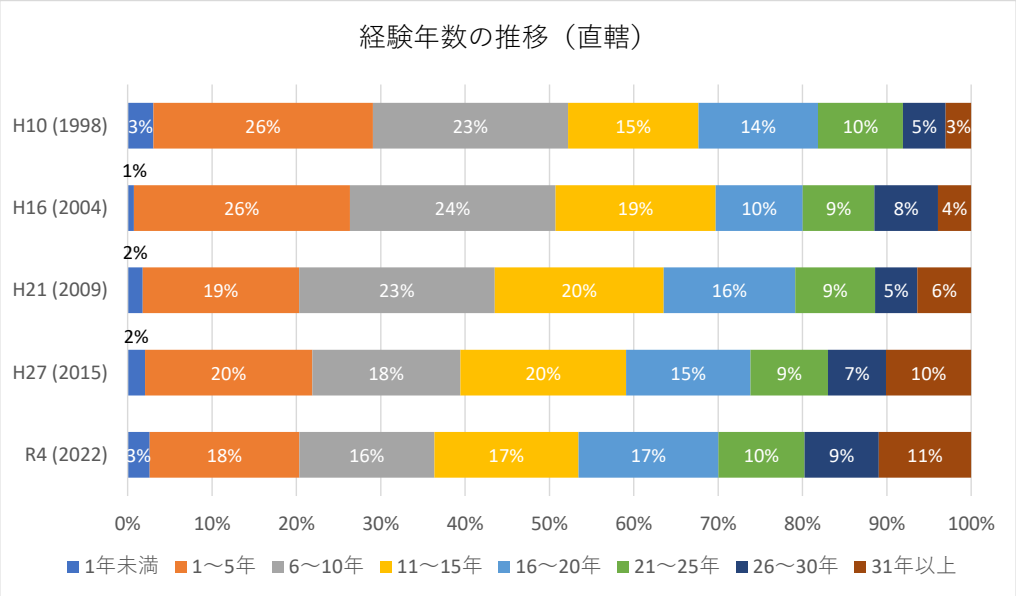


**図－１５　オペレータの経験年数の推移（直轄）**

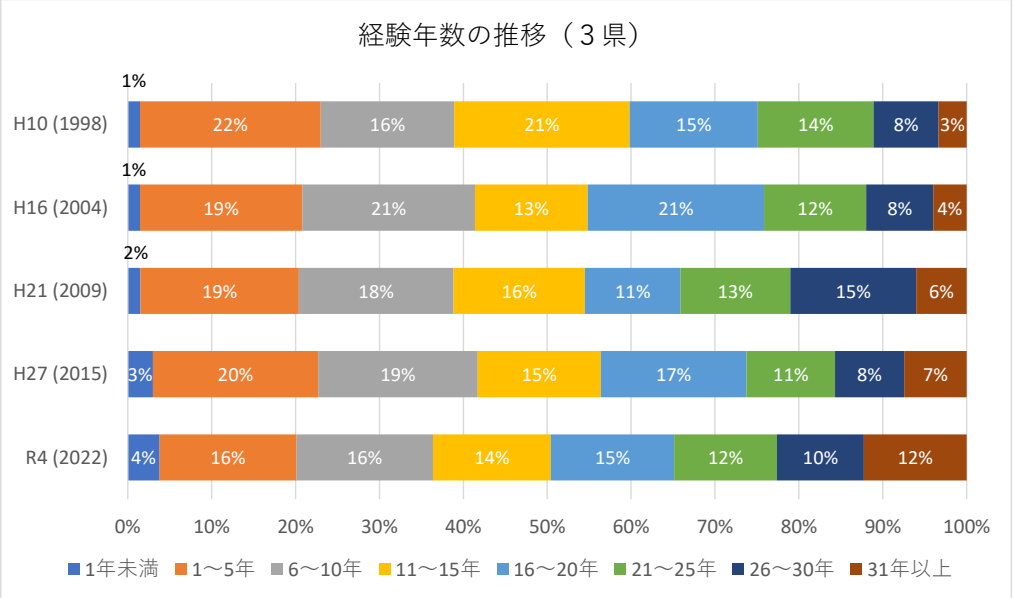


図－１６　オペレータの経験年数の推移（３県）

## ６．５　オペレータの勤務体制

オペレータの勤務体制「全体」を**図－１７**に示す。

平成 10（1998）年度調査から平成 21（2009）年度調査にかけては、１交替制から２交替制に移行している傾向が見受けられたが、平成 27（2015）年度からは逆の傾向が見られ、令和４（2022）年度は平成 27（2015）年度に対して９ポイント増加した。

「全体」の１交替制への移行傾向は、市町村を含む「３県」のデータ数が増加した影響を若干受けた結果となっている。

その他は、気象状況によって体制を変更している（１交替制及び２交替制の重複回答）、４交替制等である。

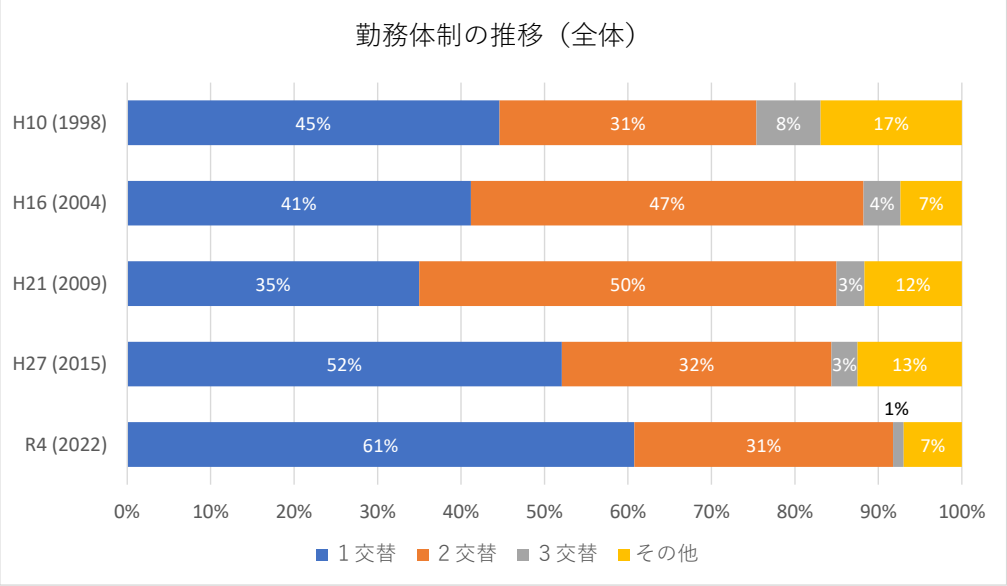


**図－１７　オペレータの勤務体制の推移（全体）**

**図－１８**に「直轄」、**図－１９**に「３県」の体制を示す。

「直轄」では勤務体制の変化が見られず、従前と同様な勤務体制が継続しているものと判断される。

一方、「３県」では１交替制が 70%と増加が顕著であり、オペレータ不足から交替体制の変更を余儀なくされたものと考えられる。

今後、2024 年問題（時間外労働の上限規制の適用による労働力の不足）からオペレータ不足が更に悪化することが予想されるため、何らかの対策が望まれる。

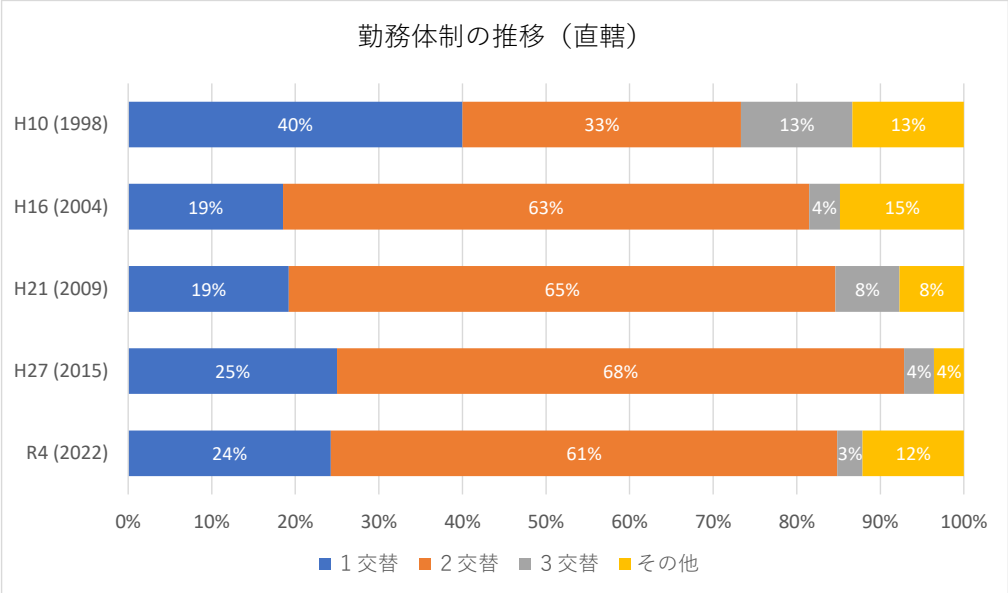


図－１８　オペレータの勤務体制の推移（直轄）

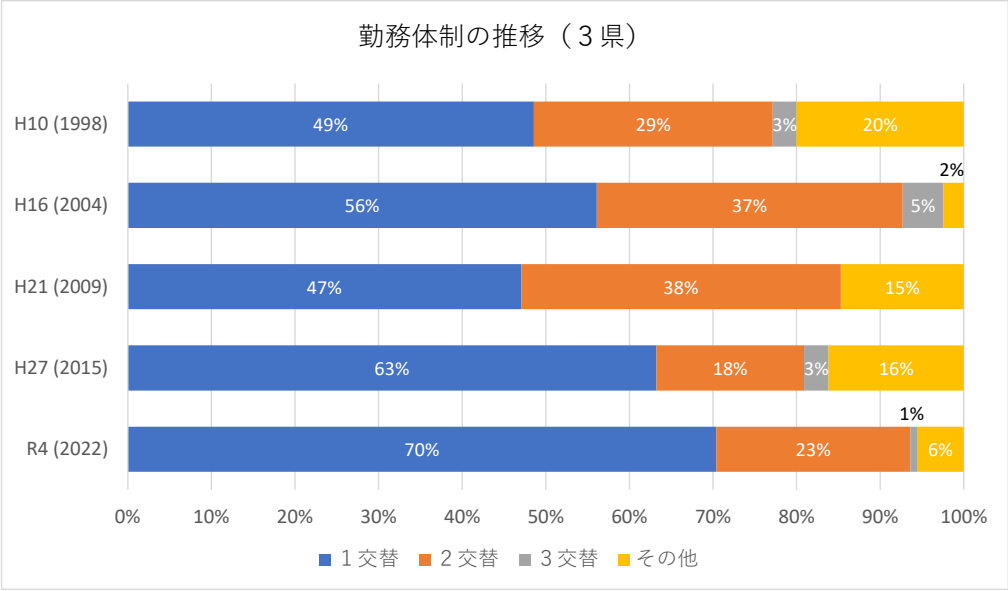


図－１９　オペレータの勤務体制の推移（３県）

## ６．６　オペレータの充足状況

**図－２０**に、事業所におけるオペレータの充足状況を示す。

オペレータの充足状況について、「十分である」と回答があった事業所は平成16(2004)年度をピークに今回最小値となっており、「豪雪時に不足する」との回答者は50%を越え、「平年雪でも不足している」との回答者は30%を越えた。この結果から、オペレータの確保は益々困難な状況となっていることが推測される。

「豪雪時に不足」、「平年雪でも不足」の増加傾向は、「３県」に対して「直轄」の方が顕著であり（**図－２１、図－２２**）、近年の短期・集中的な降雪の増加や予防的通行規制による道路管理の変革に対応した作業要請から、不足事業所が増加している要因であることが考えられる。

前６．５項の勤務体制の１交替制の進行と要員不足の事業所が増加しており、働き方改革への対応も相俟ってオペレータ確保対策が急務であるといえる。

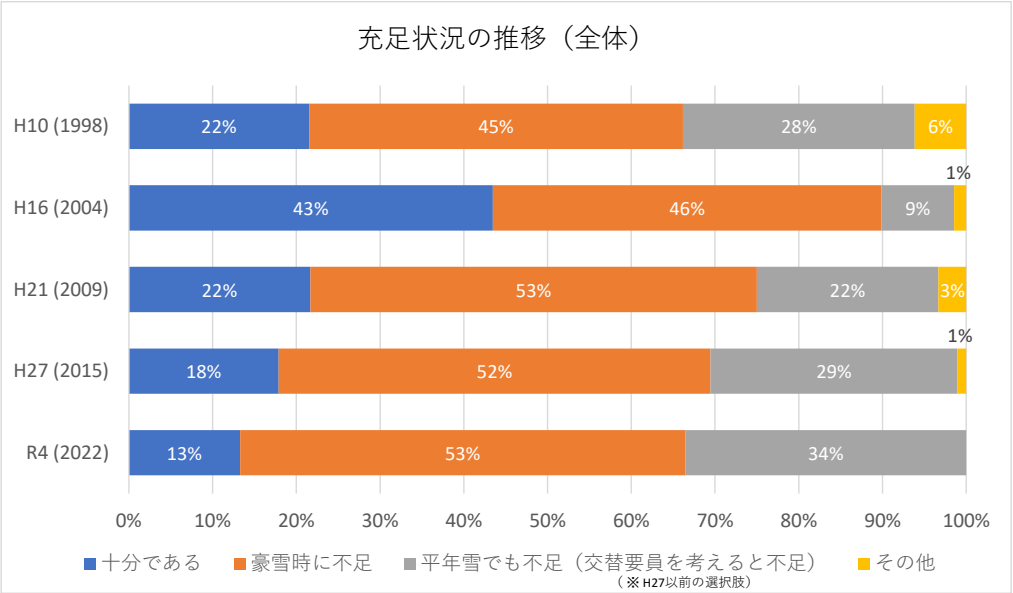


**図－２０　オペレータの充足状況の推移（全体）**

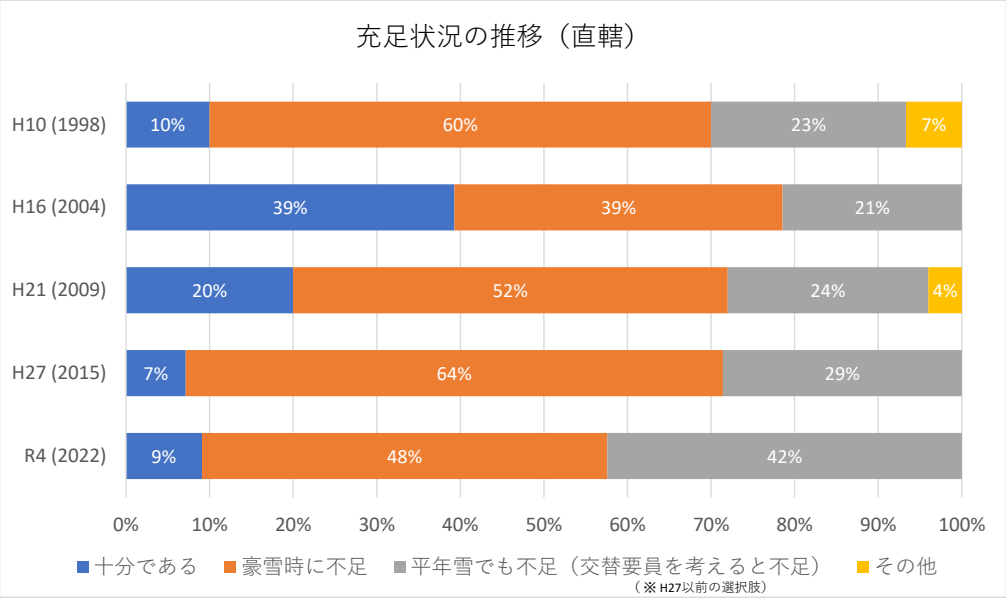


図－２１　オペレータの充足状況の推移（直轄）

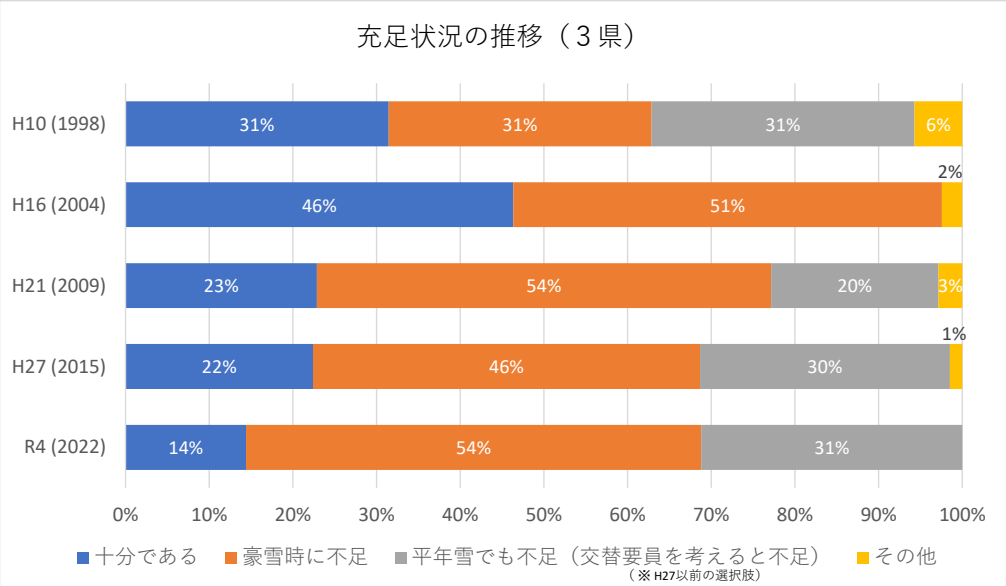


図－２２　オペレータの充足状況の推移（３県）

## ６．７　オペレータの不足数

### ６．７．１　平年雪でも不足しているオペレータ数

図－２３～２５に、平年雪でも不足しているオペレータ数を示す。

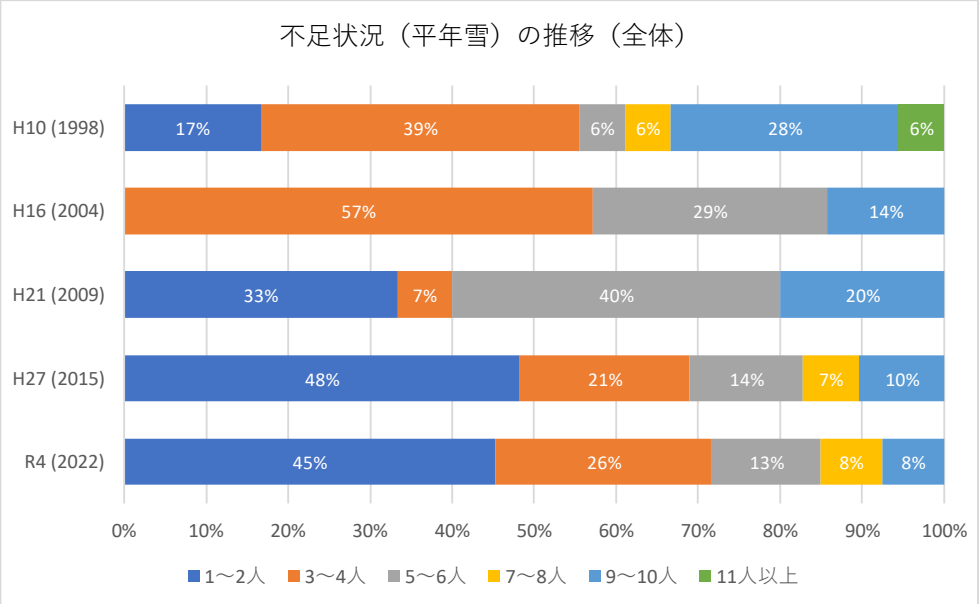


| 平年雪でも不足している事業所の割合（図－20 参照） |
|---|
| 28%（18/ 65） |
| 9%（ 6/ 69） |
| 22%（13/ 60） |
| 29%（28/ 95） |
| 34%（53/158） |

図－２３　オペレータの不足状況（平年雪）の推移（全体）

「直轄」の場合、図－２４より、過去の結果を含めて 3～6 人（中央値）が不足している。１事業所あたりの標準的なオペレータ数 31～40 人（図－６参照）に対して、約４割の事業所（図－２１参照）において、シーズンを通して約１～２割のオペレータが不足していることが推測される。

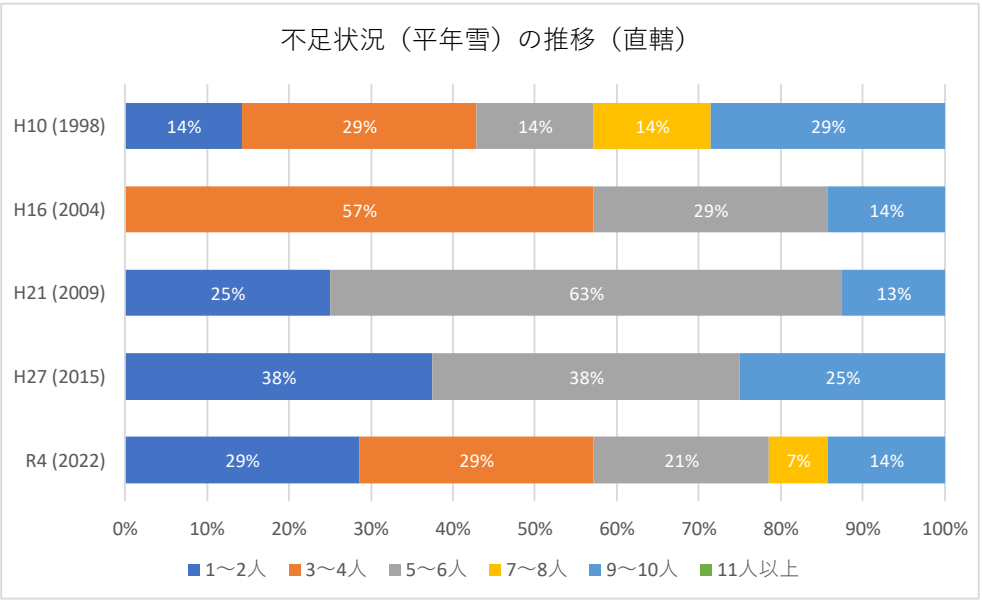


| 平年雪でも不足している事業所の割合（図－21 参照） |
|---|
| 23%（ 7/ 30） |
| 21%（ 6/ 28） |
| 24%（ 6/ 25） |
| 29%（ 8/ 28） |
| 42%（14/ 33） |

図－２４　オペレータの不足状況（平年雪）の推移（直轄）

慢性的なオペレータ不足は前述の勤務体制の構築にも通じている。今後、2024 年問題からオペレータ不足が更に悪化することが予想されるため、何らかの対策が望まれる

一方、「３県」の場合は、**図－２５**のとおり、不足人数に関して前回の調査から顕著な変化が見られない。１事業所あたりの標準的なオペレータ数 6～15 人（**図－７**参照）に対して、約 3 割の事業所（**図－２２**参照）において、1～4 人（中央値）のオペレータが慢性的に不足していることが推測される。

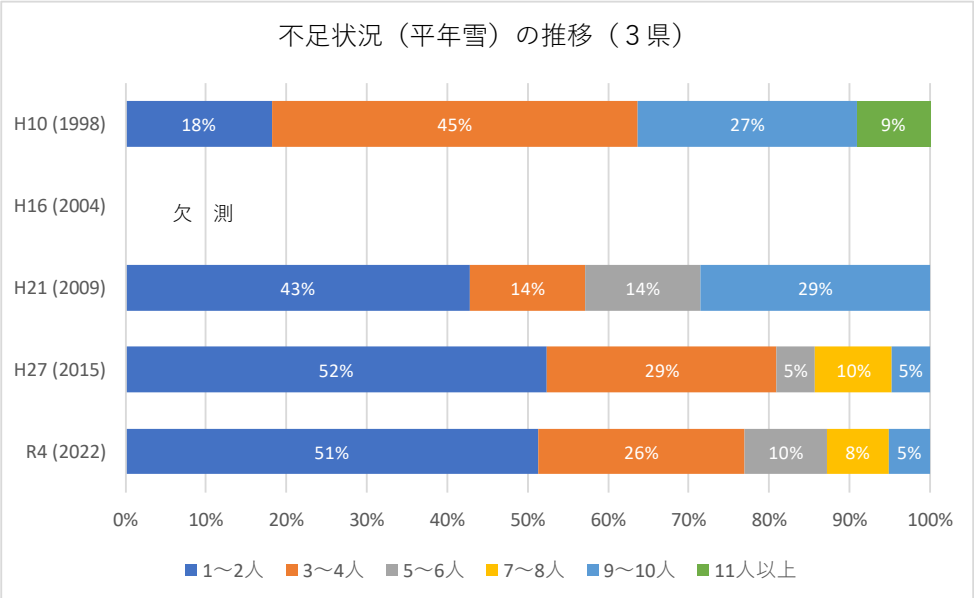


| 平年雪でも不足している事業所の割合（図－22 参照） |
|---|
| 31%（11/ 35） |
| 0%（ 0/ 41） |
| 20%（ 7/ 35） |
| 30%（20/ 67） |
| 31%（39/125） |

**図－２５　オペレータの不足状況（平年雪）の推移（３県）**

### ６．７．２　豪雪時に不足するオペレータ数

**図－２６～２８**に、豪雪時に不足するオペレータ数を示す。

豪雪時に６人以上不足する事業所は、「全体」では、平成 27(2015)年度と令和 4(2022)年度を比較すると 39%から 33%を示し、6 ポイント減少している。

今回調査の気象、道路管理状況を踏まえると、豪雪時において「直轄」では約半数の事業所（**図－２１**参照）で 6～10 人の不足、「３県」においては過半数の事業所（**図－２２**参照）で 1～5 人不足しているとの結果が得られた。

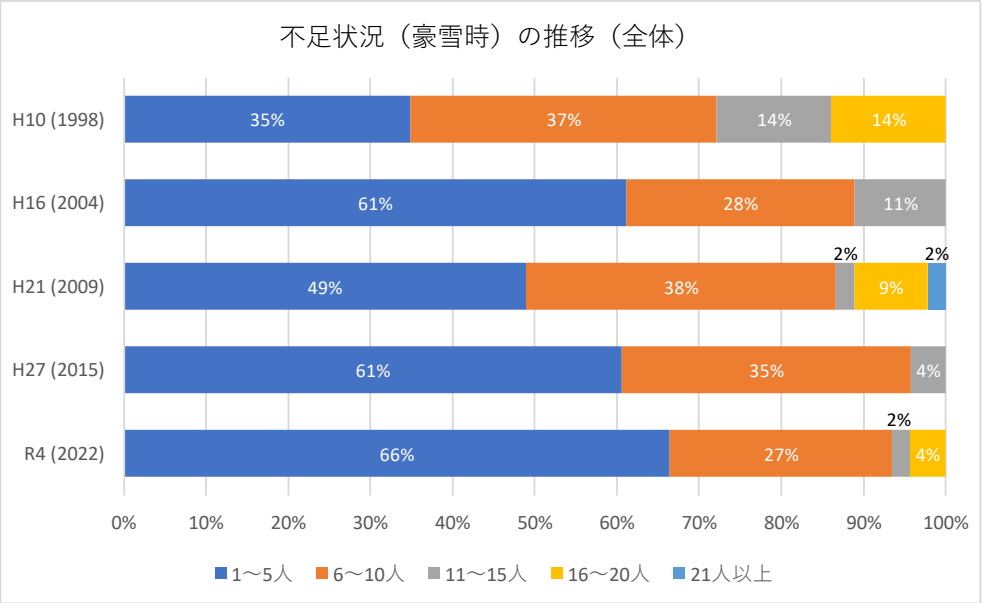


| 豪雪時に不足する事業所の割合（図－20 参照） |
|---|
| 45%（29/ 65） |
| 46%（32/ 69） |
| 53%（32/ 60） |
| 52%（49/ 95） |
| 53%（84/158） |

**図－２６　オペレータの不足状況（豪雪時）の推移（全体）**

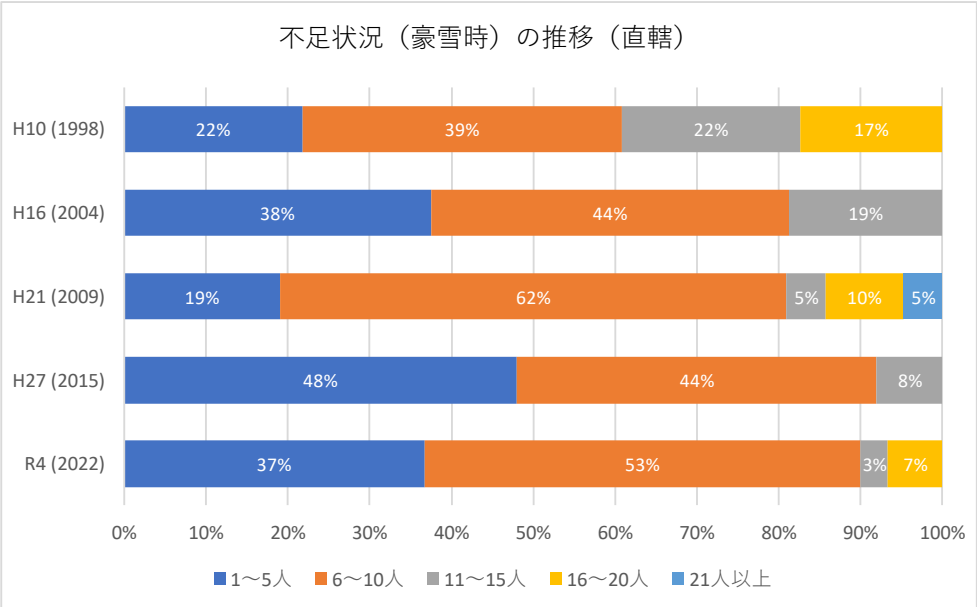


| 豪雪時に不足する事業所の割合（図－21 参照） |
|---|
| 60%（18/ 30） |
| 39%（11/ 28） |
| 52%（13/ 25） |
| 64%（18/ 28） |
| 48%（16/ 33） |

**図－２７　オペレータの不足状況（豪雪時）の推移（直轄）**

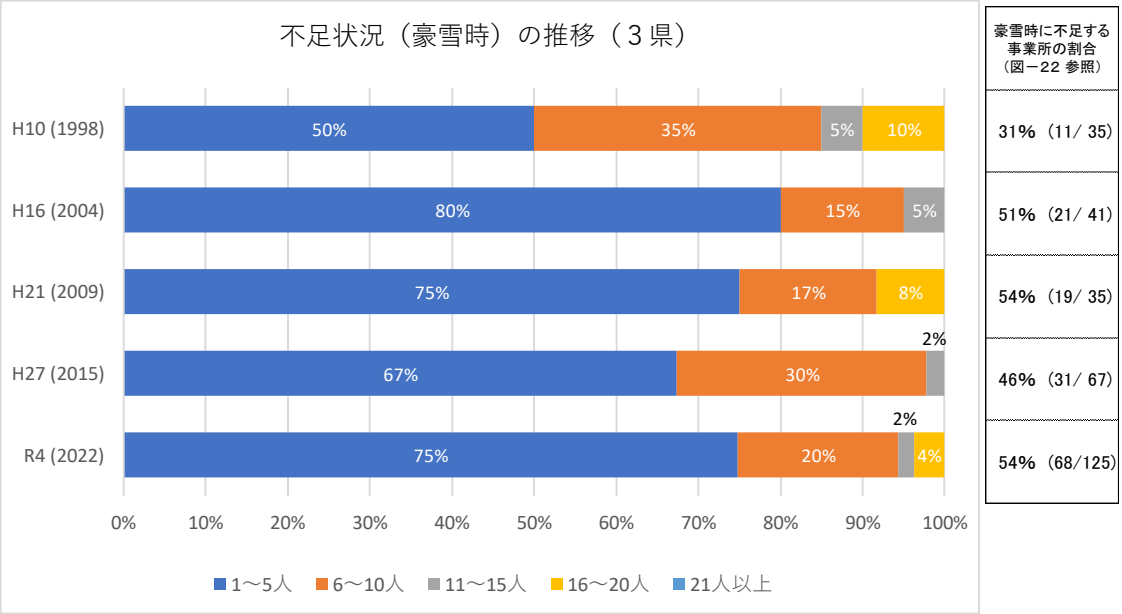


図－２８　オペレータの不足状況（豪雪時）の推移（３県）

## ６．８　助手の確保状況

助手は、安全施工の観点から多くの発注者で乗務が義務付けられており、除雪作業に必要な要員であるため、確保状況について調査を行った。

**図－２９～３１**に、助手の確保状況の推移を示す。

オペレータとは別に専属で助手を確保している割合は、平成 27（2015）年度調査を除き減少傾向にあり、令和 4（2022）年度「全体」では 17%を示し、約 1/6 の事業所に減少している。ほとんどの事業所において、助手はオペレータと兼任している実態となっている。

助手は作業の安全性確保から必要な要員であるが、梯団作業等、作業形態によっては乗務のワンマン化の検討の余地はある。

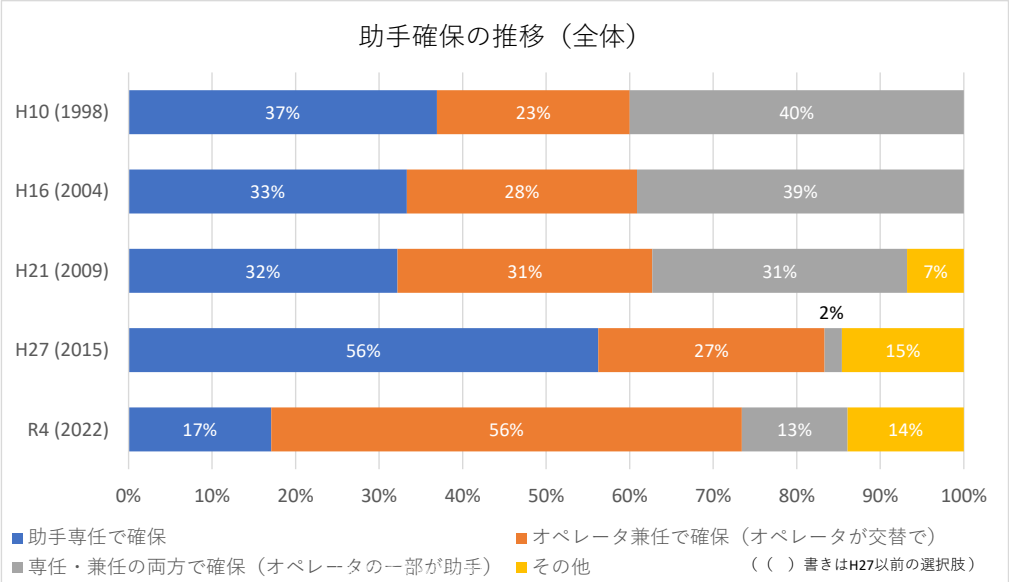


**図－２９　助手の確保状況の推移（全体）**

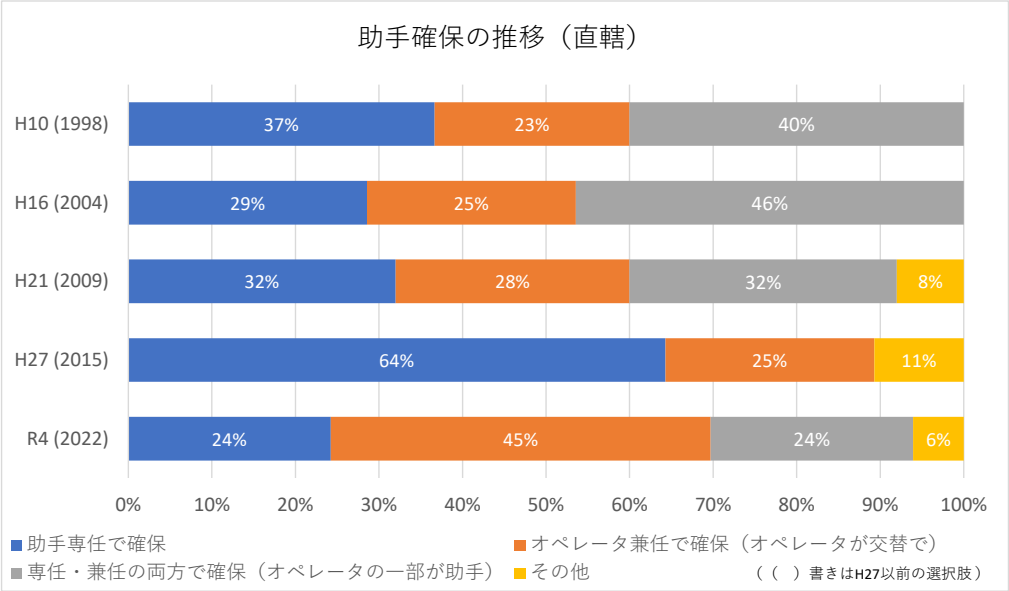


図－３０　助手の確保状況の推移（直轄）

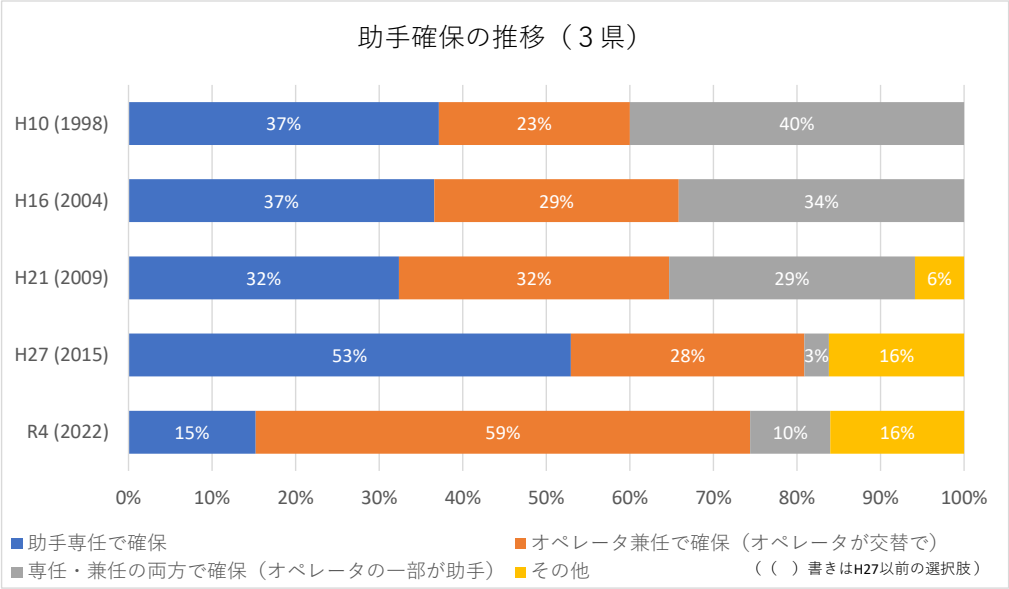


図－３１　助手の確保状況の推移（３県）

## ６．９　除雪機械の保有区分

除雪作業に使用する除雪機械の保有区分について、調査結果を**図－３２**に「全体」の推移を示す。発注者より貸与される除雪機械の割合は減少傾向にあり、自社所有、リース・レンタル機械の割合が増加傾向を示している。

**図－３３**に「直轄」、**図－３４**に「３県」の推移を示す。

「直轄」については、発注者貸与機械の割合が増加しており、短期、集中的な降雪による大規模な車両滞留事案により、除雪機械の増強が図られており、受注者持ち込みの除雪機械の減少につながっているものと考える。

一方、「３県」においては、自社所有、リース・レンタル機械の割合が増加傾向にあり、令和４（2022）年度においては、使用される除雪機械の過半数が自社所有又はリース・レンタル機械となっている。

後述の７．意見・要望にもあるように、経済的負担の増大から、官持ち機械の導入、適切な機械経費の支払い等に関する意見要望が多く寄せられている。

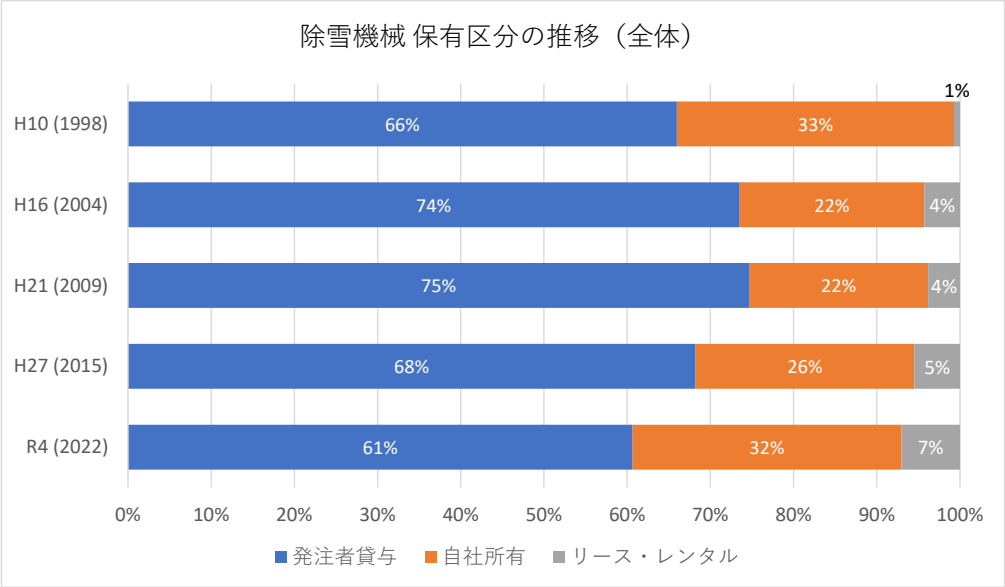


**図－３２　除雪機械保有区分の推移（全体）**

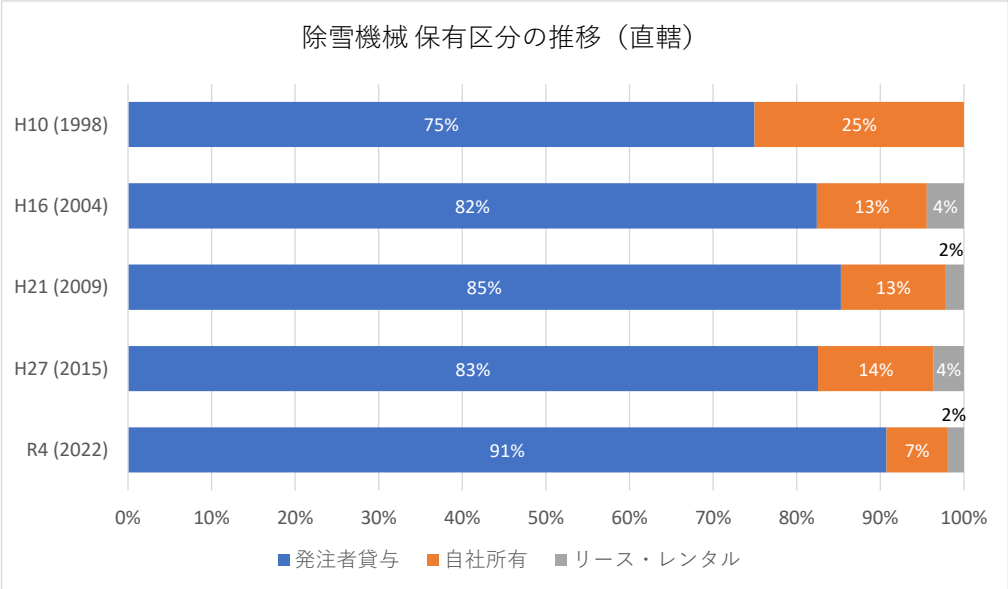


**図－３３　除雪機械保有区分の推移（直轄）**

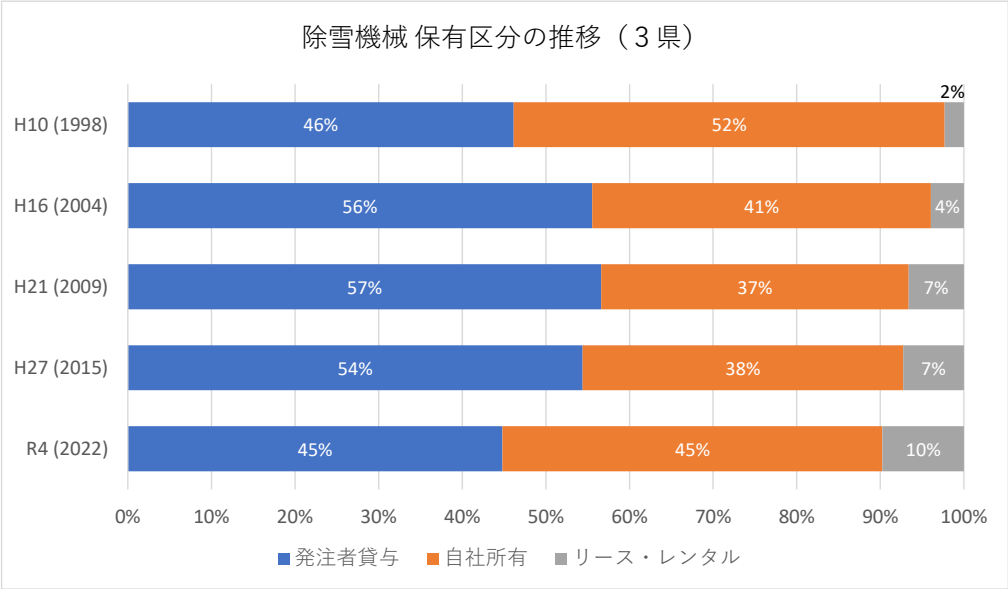


**図－３４　除雪機械保有区分の推移（３県）**

## ６．１０　除雪機械の台数

### ６．１０．１　発注者貸与機械の台数

各事業所に配備されている発注者貸与の除雪機械台数として、**図－３５**に「全体」の状況を示す。配備台数は減少傾向にあるが、令和４（2022）年度の減少は、「３県」のデータ数の増加の影響を受けているものと考える。

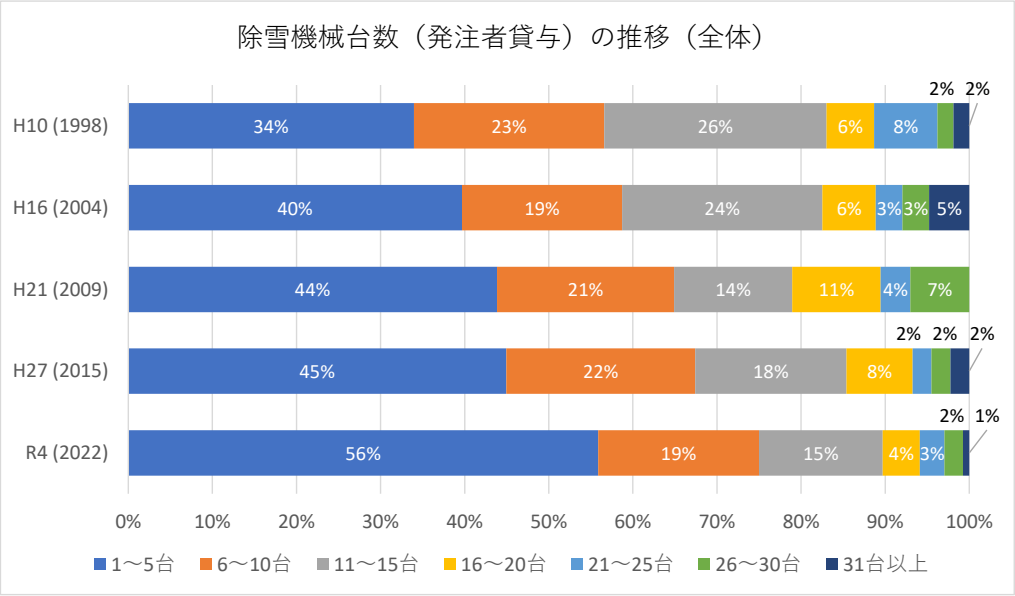


**図－３５　除雪機械台数（発注者貸与機械）の推移（全体）**

**図－３６**に「直轄」、**図－３７**に「３県」の状況を示すが、「直轄」および「３県」では大きな変化がない。

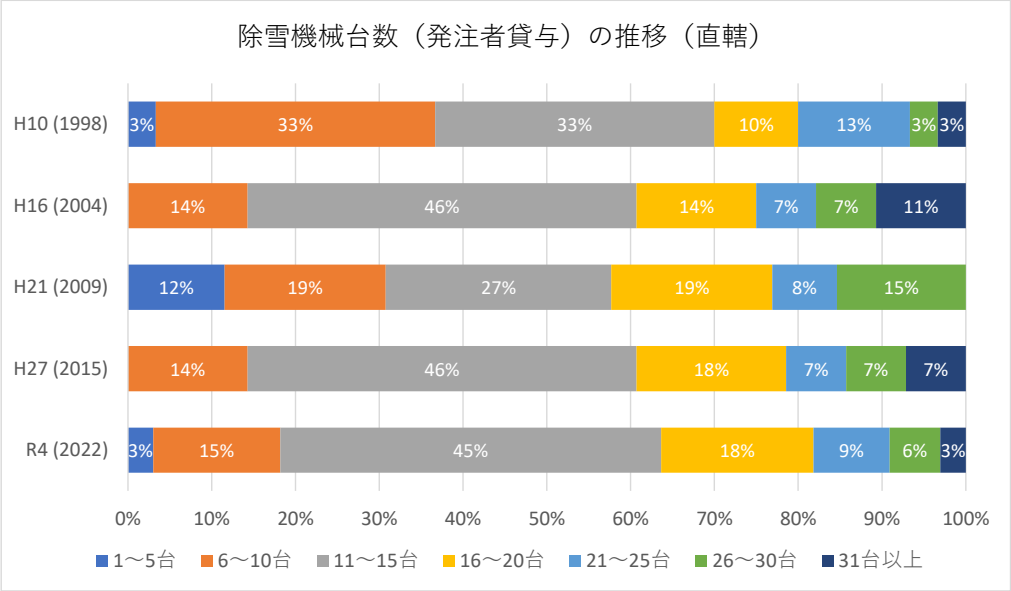


**図－３６　除雪機械台数（発注者貸与機械）の推移（直轄）**

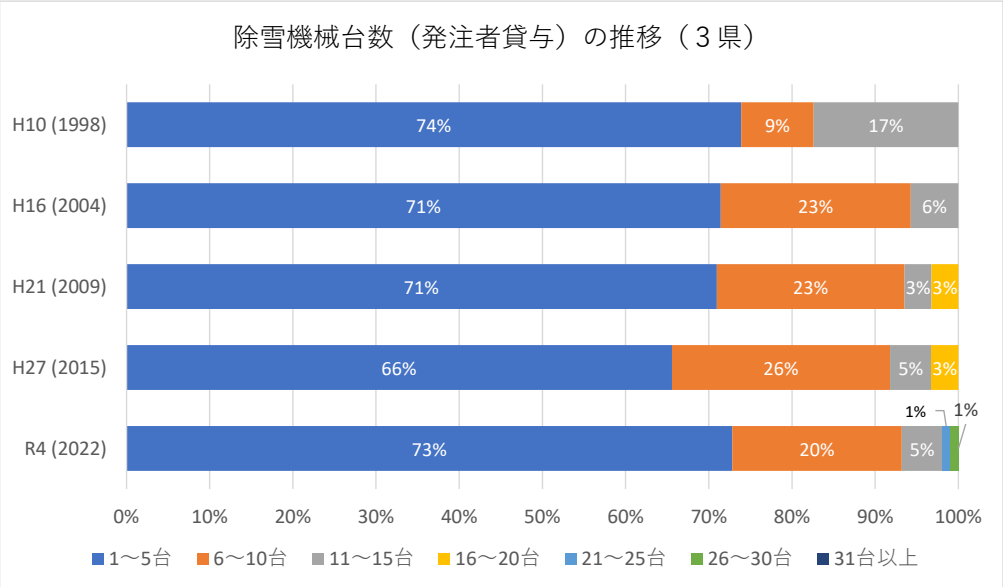


**図－３７　除雪機械台数（発注者貸与機械）の推移（３県）**

## ６．１０．２　受注者所有機械の台数

**図－３８～４０**に、受注者（あるいは下請、協力会社）所有の除雪機械が配備されている事業所における配置機械台数を示す。

「直轄」では少ない台数の割合が大きくなっており、発注者所有機械の拡充に伴う持込み機械の減少と推測される。

一方、「３県」では、台数が多い部分の割合が大きくなっており、年々持込み機械台数が増加する傾向となっている。

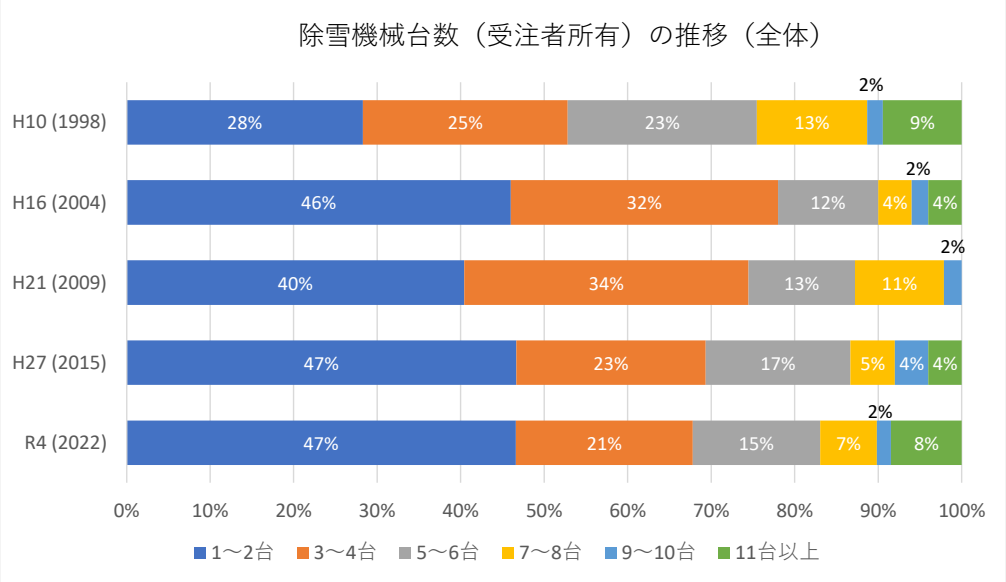


**図－３８　除雪機械台数（受注者所有機械）の推移（全体）**

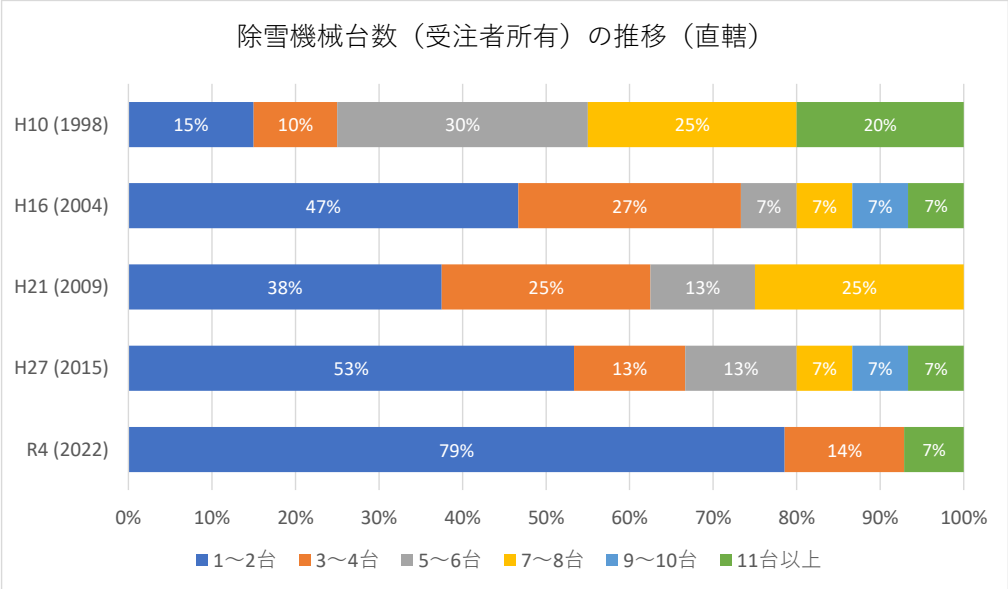


図－３９　除雪機械台数（受注者所有機械）の推移（直轄）

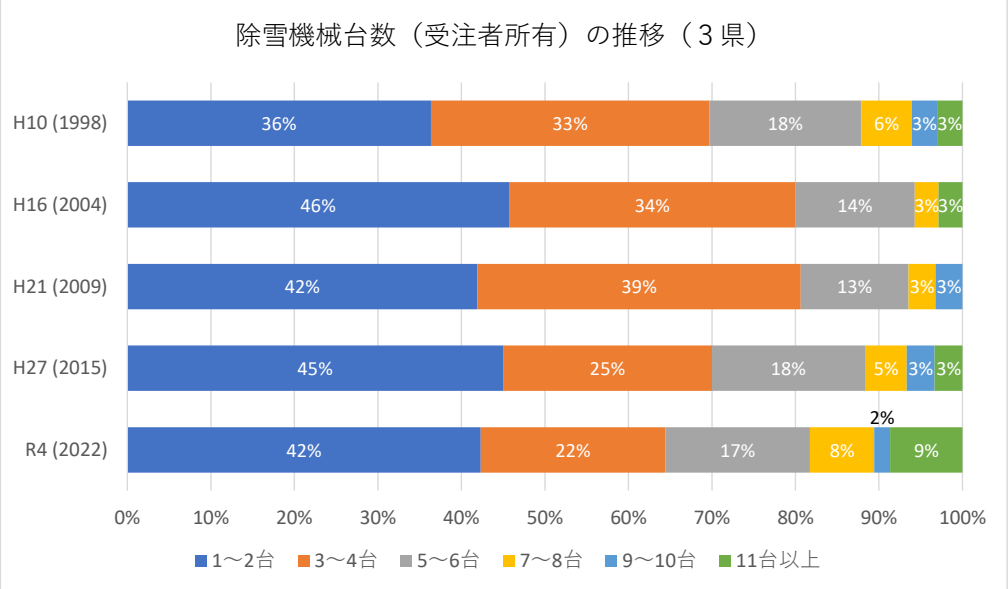


図－４０　除雪機械台数（受注者所有機械）の推移（３県）

### ６．１０．３　リース・レンタル機械の台数

**図－４１～４３**に、リース・レンタルの除雪機械が配備されている事業所における配置機械台数を示す。

「直轄」では機械台数の３台以上あったリース・レンタルの除雪機械が令和４(2022)年度には２台以下になっているが、「３県」では機械台数３台以上のリース・レンタルの除雪機械の増加傾向が見受けられる。「３県」では、オペレータ不足に加え、持込み機械の準備、確保に係る負担も増加しているものと考える。

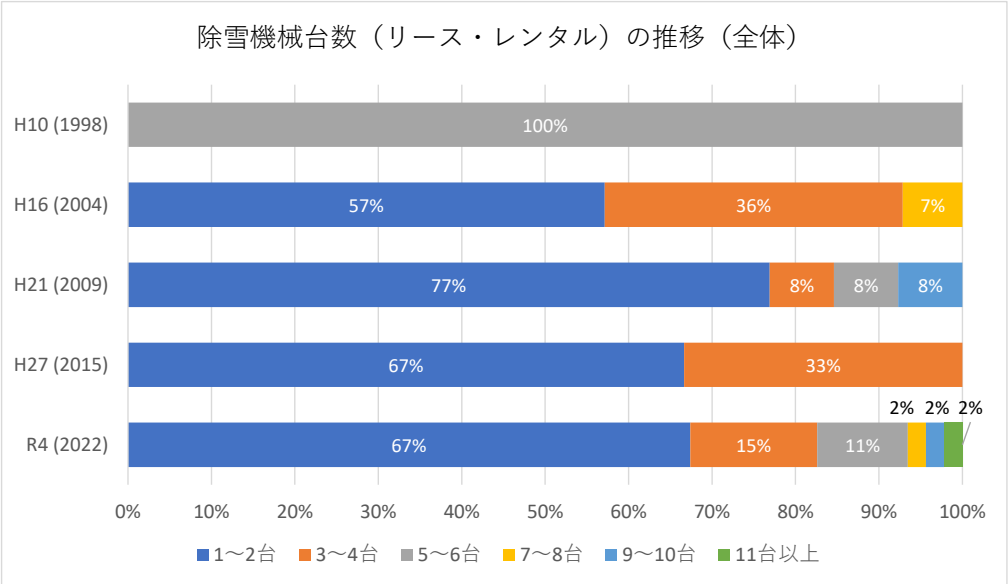


**図－４１　除雪機械台数（リース・レンタル機械）の推移（全体）**

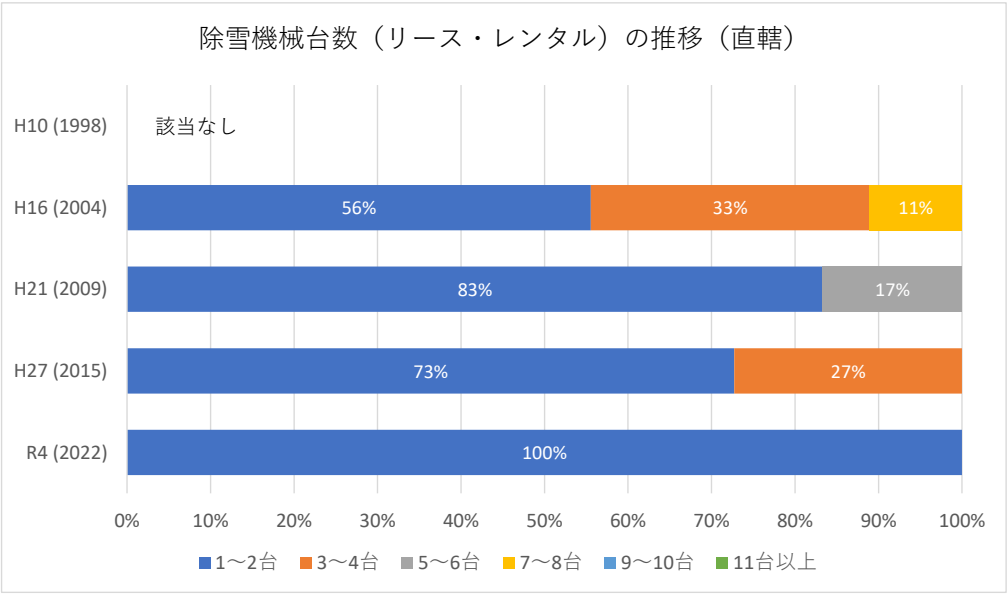


**図－４２　除雪機械台数（リース・レンタル機械）の推移（直轄）**

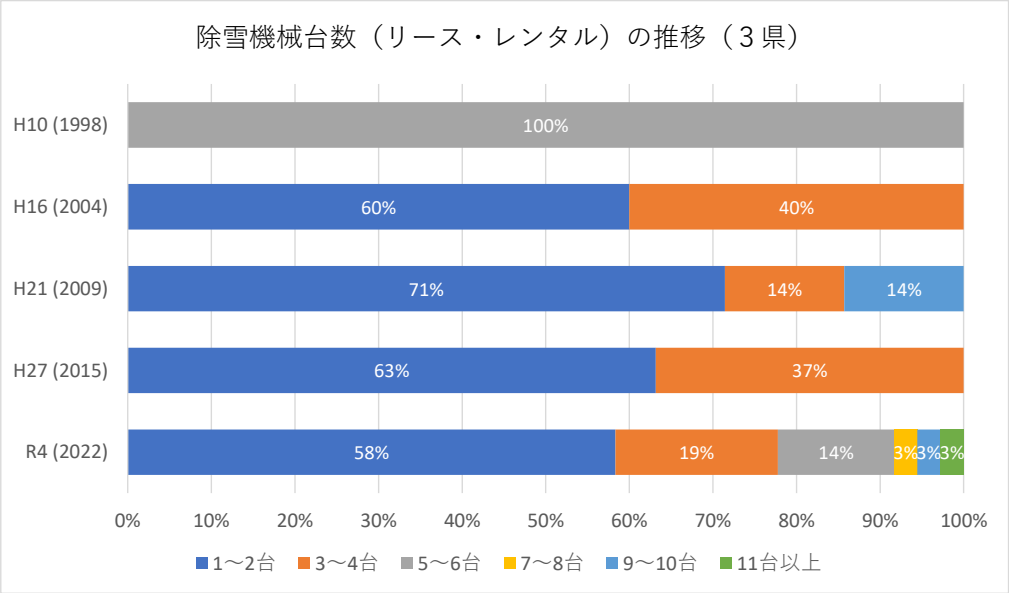


図－４３　除雪機械台数（リース・レンタル機械）の推移（３県）

## ７．意見・要望

「除雪オペレータを確保するための制度」、「除雪機械を確保するための必要な制度」、「その他（除雪作業全般）」について、意見・要望を調査した。詳細は、**資料－１**を参照されたい。

### ７．１　除雪オペレータを確保するための制度

除雪オペレータを確保するためには、通年雇用確保のための冬期以外の工事発注増、小雪時の人員確保のための事業の創出、建設業以外の異業種との連携、通常工事受注時のインセンティブの付与、除雪単価アップ、待機補償の充実、ワンオペ化、免許・資格取得支援、若手オペレータ育成支援、実技講習、待機施設の充実、機械操作の簡易化、ＩＣＴ技術の導入などの意見・要望が多い。

### ７．２　除雪機械を確保するために必要な制度

除雪機械を確保するためには、機械購入費及び維持費の補助・助成、貸与除雪車の増台・更新サイクルの短縮、持ち込み機械（自社持ち、リース・レンタル）経費のシーズン補償などの意見・要望が多い。

### ７．３　その他（除雪作業全般）

その他（除雪作業全般）については、大雪時の関係機関の連携強化、地域住民への協力要請・啓発活動、県外ナンバー大型車両の冬用タイヤ・チェーン装着の徹底、車道・歩道の整備、堆雪幅確保、消融雪設備の設置、作業費のアップ、除雪延長の縮小、貸与機械の早期入れ替え、機械乗務のワンマン化、機械故障時の整備要員の確保、応援用資機材の準備、ＩＣＴ技術の導入、残業時間規制の緩和などの意見・要望が多い。

## ８．　アンケート結果のまとめ

平成 10（1998）～平成 27（2015）年度までの結果および令和 4（2022）年度の実態調査から経年変化の要点を以下に記述する。

(1) １事業所あたりの除雪機械オペレータ数は減少している。（**図－５～７**）
北陸地域における除雪機械オペレータ総数も減少していることが推測される。

(2) 高齢オペレータの割合が増加している。（**図－１１～１３**）
オペレータの 44%が 51 歳以上、18%が 61 歳以上となっている。

(3) 「直轄」では勤務体制（交替制）に大きな変化はないが、「３県」（県、市町村）では 7 割の事業所が交替制がとなっておらず、その割合は増加の傾向にある。（**図－１７～１９**）

(4) 「直轄」では、オペレータが充足している事業所は 9%にとどまり、42%の事業所では平年雪において（通常除雪体制として）約 1～2 割（平均 31～40 人体制の事業所において 3～6 人の不足）のオペレータが不足している状況となっている。（**図**

－６、２１、２４）

(5) 「３県」（県、市町村）においてオペレータが充足している事業所は 14%であり、31%の事業所で、平年雪において（通常除雪体制として）1～4 人のオペレータが不足している状況となっている。（**図－２２、２５**）

(6) 専任の助手は 17%にとどまり、ほとんどがオペレータと兼務しており、その割合が増加傾向にある。（**図－２９**）

(7) 除雪機械では、「直轄」では発注者貸与機械の割合が増加しているが、「３県」（県、市町村）では、貸与機械の割合が減少し、除雪業者持ち込み機械の割合が増加している。（**図－３３、３４**）

(8) 自由記述として意見・要望を聞いたところ、下記の意見・要望が多かった。（**資料－１**）

① オペレータの確保対策として

・オペレータを年間通じて雇用できる施策、制度

・作業単価のアップ、待機補償の充実

・資格、免許取得の助成

② 除雪機械の確保対策では

・機械の購入費や維持管理費の助成

・官貸与機械の増車

・自社保有、リース機械の支払額、補償の拡充

③除雪作業全般については

・道路利用者、地域住民への広報の拡充

・除雪関係機関の連携強化

・除雪延長の短縮、効率的な除雪区間の設定（他道路管理者区間への乗り入れ）

## ９．おわりに

道路除雪は、雪国の道路交通を確保し、地域の経済活動やそこに住む人々の日常生活のために必要不可欠な事業である。

人口減少、少子高齢化により、生産年齢人口は今後も減少傾向が継続することが予測されている。一方、除雪作業の実施主体である建設業においては、令和 6（2024）年 4 月から時間外労働の上限規制が適用されることから、道路除雪オペレータの労働環境の改善が図られる反面、労働力の確保は一層深刻化することが予想される。

本資料が、道路除雪オペレータ確保、道路除雪作業の持続的運営の一助となることを願うものである。

なお、本報告書に示す調査結果（経年変化）については、調査年毎のアンケート調査対象企業の一部見直しに伴う作業実施体制の誤差を包含していることを申し添える。

最後に、本調査にご協力いただいた関係各位に謝意を申し上げる次第である。

## 資料－１　意見・要望

### (1) 除雪オペレータを確保するための制度

| 項　目 | 意 見 ・ 要 望 | 備　考 |
|---|---|---|
| 業界全般 | 直轄　3 建設業従事者が多い夏季における工事の発注。<br>直轄 18 通年での雇用を確保するため、冬期以外での公共工事の発注増をお願いしたい。（除雪業務が優先的に受注できるように）<br>直轄 28 建設業従事者を増やす。<br>新潟　7 年間通して雇用できる作業量の創出。<br>新潟 20 小雪時の、人員確保の為の事業。（小工事の発注など）<br>富山　2 一般公共事業の十分な数と単価の確保。<br>富山　8 夏場の平均的な仕事の確保。<br>富山 15 冬季のみの季節雇用オペレータを増やすのではなく、建設業全体の人材不足を解決することが先決と思う。その上で、除雪機関のベース賃金に対する補助等があれば良いと思う。<br>石川　3 建設業に携わる人が増える制度。<br>石川　6 支援制度をしていただいても確保する事は難しいのではないでしょうか。専属でオペレータがいるわけではないので建設業全体として考えなかれば。<br>石川 27 技術力の向上も大切ですが、建設業全般が人材不足であり、異業種との連携が取り易いようにしてみては。 | |
| 雇用・支援 | 直轄 12 臨時の公務員として募集採用する。<br>直轄 27 雇用制度、施工体制の制度の見直し。<br>新潟　6 雇用支援制度があるとありがたいです。<br>新潟 21 奨励金制度の充実。<br>新潟 26 雇入れ等の費用助成。<br>新潟 29 官公庁が直接オペレータを募集。 | |
| 施工体制 | 直轄　4 官公庁で直営班を設立し一部路線の除雪・歩道除雪を行い、除雪業者の負担を軽減する。（民間企業で募集するよりも確保が容易だと思うから）<br>富山 10 市町村除雪におけるオペレータ不足解消のため、地域に精通した地区の農業従事者(会社)と連携した除雪体制(下請や労務提携など)も検討してほしい。<br>富山 25 市道において枝線等は地元（地域）で除雪を行ってほしい。 | |
| 社会保険 | 直轄 23 社会保険等のハードル。<br>直轄 24 地域営農組合等の農業従事者を使用とするが、健康保険や厚生年金の関係で契約できない。（除雪に関しては国保や国民年金でもＯＫとして欲しい） | |
| 入札契約制度 | 直轄 18 通年雇用ができるように、除雪請負業者への通常工事受注時のインセンティブの増加付与。<br>新潟　9 入札にアドバンテージ等を考慮してほしい。 | |
| 設計積算 | 直轄　7 除雪の有無にかかわらず、拘束、待機補償の充実。<br>直轄 17 安定した契約金額。（暖冬でも賃金保障）<br>直轄 20 オペレーター手当を十分にしてほしい。<br>直轄 27 待機費の精算。<br>直轄 28 給料の補償制度。<br>新潟　1 除雪車が稼働している時の補償を現在より充実させて頂き、オペレータの給料が確保できる体制と制度。（さらに充実化をする）<br>新潟　8 待機料制度の拡充。<br>新潟　9 除雪単価等のアップと入札等に関する考慮など。<br>新潟 15 更なる除雪単価のUP。 | |

| 項　目 | 意 見 ・ 要 望 | 備　考 |
|---|---|---|
| 設計積算 | 新潟 19 降雪がなくても除雪委託契約全期間のオペ、助手、管理者の給与の補償をお願いしたい。<br>新潟 23 オペレータが出勤した場合、８時間の賃金保証及び超過時間は割増単価とする。<br>新潟 29 除雪に係る人数を確保するための最低限の保証をしてもらわないと、今後の除雪体制が厳しくなる。<br>富山　7 除雪手当のベースアップ。<br>富山 12 オペレータの単価の充実。<br>富山 14 除雪作業時の賃金増加。<br>富山 16 基本待機料について、県は出るが、市が出なかったり等。<br>富山 21 待機補償の充実。<br>石川　8 労務費等の充実。<br>石川 16 待機補償の充実。 | |
| 乗務要件 | 直轄 25 助手も含めて人材が足りなくなって来ているので、グレーダ・除雪トラックのオペレータ１人で運転ができるようお願いしたい。<br>直轄 28 冬期のアルバイト的なオペレーターでも良いとする。 | |
| 資格取得助成 | 直轄　1 大型車免許取得費用の補助。<br>直轄　2 免許取得などの支援制度。<br>直轄　5 免許取得控除。<br>直轄 11 除雪作業をするために必要な資格取得のための補助金制度。<br>直轄 14 大型・大特車両系他必要免許、資格の取得費用の半額位の補助。<br>直轄 18 資格、免許取得への補助制度。<br>直轄 19 資格取得に係る助成金。<br>直轄 21 大型免許・大特・車両系などの補助金制度。<br>直轄 33 運転免許取得のための費用を出してほしい。<br>新潟 18 資格取得の補助、試運転（練習）の補助。<br>新潟 26 各種資格取得の補助。（受講者の年齢や受講時間が短いため、補助対象外となったりする）<br>新潟 27 資格、免許取得の補助。<br>富山　1 大型免許取得の補助。<br>富山　4 免許取得及び講習会の受講費補助。<br>富山　9 免許取得の補助金制度。<br>富山 10 県の除雪では大型特殊免許や除雪機械講習の助成金はあるが、今後除雪トラック運転の大型免許についても加えてほしい。<br>富山 22 資格取得のための補助金や育成制度の拡充。<br>富山 27 各免許取得にあたっての助成金制度が充実されるとよい。<br>石川 12 除雪オペレータ育成だけでなく現場重機オペレータ育成支援。<br>石川 17 重機運転資格取得のための補助制度。 | |
| 教育・育成 | 直轄 11 若年のオペレータを育成するための支援。（補助金等）<br>直轄 19 除雪機械安全施工技術講習会のシーズン中における定期開催。<br>直轄 28 運転技術向上のため実技講習や、小雪時で実技講習が困難な場合はVR技術を活用しての講習会の検討をお願いします。<br>富山　9 閑散期でのオペレータ育成制度。<br>富山 26 オペレータ育成における助成。<br>石川　9 除雪講習会の実施。 | |
| 作業環境 | 直轄　5 除雪ステーション生活での快適性の向上。<br>直轄 29 オペレータの待機施設の充実をお願いしたい。（特に市町村） | |

| 項　目 | 意 見 ・ 要 望 | 備　考 |
|---|---|---|
| 技術開発 | 直轄　9 除雪ステーションの改築が完了し、待機する環境は格段に良くなったが、除雪作業自体の勤務体制が厳しい上、機械の操作も難しく、まだまだ若者が就労しづらい環境である。可能な限り除雪機械の自動運転（操作）化を早急に進めていただきたい。<br>直轄 21 自動装置を含めた操作の簡易化。<br>直轄 28 初心者でも乗れる機械を開発する。<br>石川　4 除雪オペレータを補助するICT技術の確立。 | |

### (2) 除雪機械を確保するために必要な制度

| 項　目 | 意 見 ・ 要 望 | 備　考 |
|---|---|---|
| 助成(購入) | 直轄 20 除雪機械購入費の補助金制度を手厚くしてほしい。<br>新潟　9 購入等に関わる費用等の補助。<br>新潟 15 購入時に一部助成金等。<br>新潟 19 除雪機械購入費の？%かの補助のお願い。<br>富山　9 シーズンレンタルの補助金制度。<br>富山 12 リース機械の補助又は機械購入時の補助。<br>富山 15 購入時・維持費用の補助。<br>富山 16 自社所有として購入する場合の助成金。<br>富山 22 新規購入時の補助制度。<br>石川 10 補助金制度。 | |
| 助成(維持) | 直轄　3 機械維持費の補助。<br>直轄 11 除雪機械を維持するための支援。（補助金等）<br>新潟　6 車検等の優遇措置。<br>新潟 20 高額な除雪機械保持の助成制度。<br>石川　9 自社所有機械の経費等の補助。<br>石川 17 保有機械の維持費補助。 | |
| 税制 | 直轄 24 除雪作業使用車両の税金免除。（ほぼ除雪の為に車検や保険、税金を払う負担が大きい） | |
| 貸与・増強 | 直轄 12 官公庁が必要な機種台数を確保する。<br>直轄 18 官貸与機械の増台。<br>直轄 18 緊急対応予備車の増台。<br>直轄 21 除雪機械の更新及び増台。<br>新潟　1 除雪業者の意向を通じて貸与除雪車を増車できる制度。<br>新潟　3 自社機械が経年劣化しており、来年度は購入していただき、貸与してもらいたい。<br>新潟 21 官貸与機械の増台。<br>新潟 26 貸与機械の増車。<br>新潟 27 除雪作業のみの機械確保が困難な為、貸与機械の増台。<br>新潟 29 今後は、委託機械の維持費等が大変のため、貸与機械にしてもらいたい。<br>新潟 29 貸与機械を増台。<br>富山　1 自社保有の除雪機械確保は困難になってくる。貸与機械を充実してほしい。<br>富山　2 官貸与リース機械の確保。<br>富山　8 貸与で対応。<br>富山　9 機械トラブル発生時に備え、官公庁で予備機械の常時保持。 | |

| 項　目 | 意 見 ・ 要 望 | 備　考 |
|---|---|---|
| 貸与・増強 | 富山 15 除雪機械の貸与。<br>富山 22 貸与機械の更新サイクルを早め新型導入。<br>富山 25 官貸与で対応してほしい。<br>石川　3 官貸与機械を増やす。<br>石川 17 除雪機械の貸与制度。<br>石川 18 官公庁で基本リース料のみ負担して頂けると除雪業者の車検保険料などの維持費が要らなくなり助かる。 | |
| 設計積算 | 直轄 14 除雪作業のみに使用する機械に対するシーズンの補償費。<br>直轄 17 暖冬の場合でも自社保有の除雪機械のリース料・保障料・車検代を補償。<br>直轄 18 除雪単価の増額をお願いしたい。<br>直轄 27 自社においては、除雪以外除雪機械の用途がないため、除雪出動回数が少ない場合、維持費が赤字になるので、除雪機械を保有できるくらいの年間固定費を補助していただきたい。<br>直轄 28 重機の補償制度。<br>直轄 32 市町村等におけるリース機械のシーズン補償。（金額）<br>新潟　9 市町村レベルでも、除雪機械の固定費を希望する。<br>新潟　9 市町村レベルでも、県と同様な単価設定を希望する。<br>富山　2 持込機械の基本料金の拡充。<br>富山　5 雪が少なくて除雪がなくても除雪機械のリース代の補償が必要。<br>石川　4 固定費の増額を検討しいていただきたい<br>石川　7 貸与以外の最低補償金額を上げてほしい。<br>石川　8 維持費などにかかる諸費用への理解。<br>石川 12 リース費用負担・重機維持費負担。<br>石川 16 修繕・維持管理費等の補償制度の充実。<br>石川 19 固定費の補助。<br>石川 23 自社所有における継続的な維持管理としての固定費の支給は引き続きお願いしたいです。<br>石川 27 現状ドーザの使用は冬季のみであり、年間維持費等を考えると、冬期以外の期間の助成ないし、それに見合う単価の上昇が必要。 | |
| 仕様 | 直轄 29 基本は２人で乗車できるキャビンの整備をお願いしたい。 | |
| 施設・備品 | 直轄 21 車庫の増設。<br>直轄 33 除雪機械、休憩所等の除雪に必要な備品の支給。 | |
| その他 | 富山 14 除雪機械があっても、そもそもオペレータが不足している。<br>富山 20 今後自社の機械を入替し難い。（出動回数が少ない年もあるので） | |

### (3) その他（除雪作業全般に関する意見要望）

| 項　目 | 意 見 ・ 要 望 | 備　考 |
|---|---|---|
| 人材確保 | 直轄　3 オペレータ求人を出しても人が集まらない。<br>直轄 23 オペレータばかりでなく現場代理人の事も考慮していただきたい。<br>直轄 28 建設業以外の業種や、極端に言えば地域住民にも重機資格取得等（除雪作業のみでも可）の補助制度を設け、人材確保ができないか。<br>直轄 28 昼夜休日問わず行う激務であり建設会社へ就職しても除雪作業は敬遠されがちであり十分且つ適切な残業代を支給しても嫌がられる仕事なので正直打つ手は無いと思います。<br>新潟 20 人員確保のための取り組みを考えてほしい。 | |

| 項　目 | 意 見 ・ 要 望 | 備　考 |
|---|---|---|
| 人材確保 | 新潟 23 オペレータの高齢化が進んでいるため、若年者へのアピール活動を発注者側に求める。<br>富山　1 オペレーター及び助手は社員が通常勤務と兼務している。今後はオペレーターも高齢化するし、確保は難しくなる。<br>富山 22 オペレータの高齢化が大きな課題です。若手のオペレータが魅力を感じる方向付けができるように業界全体で盛り上げていきたいです。<br>石川 24 建設業の従業員の募集をしても入社してこない。 | |
| 機関連携 | 直轄 18 大雪時の除雪担当機関の連携充実。<br>直轄 18 大雪時の高速道路と直轄国道の同時通行止めに対する県道除雪の対応をどうするのか、県と除雪業者との事前準備など検討が必要と感じた。<br>新潟　8 今年度、高速道路や国道を予防的通行止めを実施したことについて、通行止めによりその他道路への車輛が流入することにより、除雪が困難になることが懸念される為、各機関での連携をお願いしたい。異常降雪に備える必要があり、道路利用者へ理解と協力を得るためPRの強化も同時にお願いしたい。<br>富山 16 高速道路、国道では集中除雪のために通行止めにするが、行き場を失った車は県道、市道に流れ込んでくるため混乱する。<br>石川　8 購読道路、国道統主要幹線の通行止めによる県道、市道への交通流入を勘案して規制をかけて欲しい。<br>石川 27 当社の場合、市道の除雪も請け負っているため、県と市で出勤状況を共有した方が良い。 | |
| 広報・情報発信 | 直轄 18 降雪状況に応じ、「大雪アラート」等の発信による広報の充実。<br>直轄 18 除雪作業に対する地域住民への協力と理解を市からもっとアピールして欲しい。（除雪後の自宅前雪処理や庭木の管理、路上駐車の禁止など）<br>直轄 19 一般車両（特に大型車）へのチェーン装着や交通ルール(速度・追越し)の注意喚起等。<br>直轄 23 県外ナンバーのトレーラーの冬用タイヤ着用の徹底及び降雪時のチェーン着用の徹底。<br>新潟 29 ・地域住民への広報を充実させ、除雪作業への理解と協力を要請する。（降雪時間により通勤通学時まで間に合わないことがある）<br>富山 21 地域住民の協力を得る為の更なる充実。（住宅前・店舗前の除雪時、通路を空けていくようにと抗議されると豪雪時には対応しかねる）<br>石川　9 官公庁からの各町内会（地域住民）に対する理解、協力。（苦情対応） | |
| 利用者・住民意識 | 直轄 11 地元町内や住民から協力を得るための方策や啓発活動。<br>直轄 12 沿道の住民がわがままますぎる。<br>直轄 29 除雪作業において、地域住民の除雪の理解不足がまだまだ多いので、苦慮している。<br>新潟 21 税金を払っているから、除雪されてあたり前だと思われている為、クレームが多く、除雪に対するモチベーションが上がらずやめる人が多くなっています。<br>富山　9 時間が限られた（夜間～早朝）中での除雪作業となるため、各道路の沿線住民の方々には、より一層のご協力とご理解をお願いしたいと思います。オペレータも必死に作業をしていますので、家の前に雪の塊があっても、温かく見守って頂きたいです。 | |
| 道路構造・施設 | 直轄 11 除雪をする車道及び歩道の整備。（歩道のフラット化、車道の堆雪帯の確保）<br>直轄 19 路側帯の拡幅等 除雪した雪の堆雪幅の確保。もしくは、融雪設備の設置。<br>石川 16 消雪の不具合等おきないよう、降雪前にポンプピット等の清掃や設備の保守点検を確実に行っていただきたい。 | |

| 項　目 | 意見・要望 | 備　考 |
|---|---|---|
| 設計積算 | 直轄 18 山間地除雪のため、降雪時の通勤困難、宿泊を要するため待機料の見直しをお願いしたい。<br>直轄 18 雪捨て場の個人所有地については事前に養生を行う（敷鉄板など）、道路上の防護柵の取り外し、取り付けに掛かる費用を見ていただきたい。<br>直轄 20 除雪費を上げてほしい。<br>新潟 2 単価の見直し。降雪状況で収支が大きく変動して安定的な単価契約になっていない。基本的に降雪がなければ一部費用のみの収入しかなく、除雪業者に対し何の補償もされていない。<br>新潟 7 今後小雪傾向が予測されるが、オペレータの最低補償が確立しておらず体制が維持できなくなる。<br>新潟 9 除雪中の側溝や歩車道ブロックなど破損した場合は、不可抗力とし修繕費を負担してほしい。<br>新潟 19 除雪作業の稼働が無くても、全契約期間の賃金補償と降雪時の作業に対する手当の加算等の待遇を良くすることにより、OPの確保が出来ると考えます。現在は、企業によって、稼働無しの時は、少ない補償の所も有るようです。<br>新潟 26 休日稼働の割り増し。<br>富山 20 早朝の単価を上げてほしい | |
| 気象予測 | 直轄 21 参考にしている県の降雪予報の精度が悪い。精度が悪いため無駄な待機状態が多い。無駄に待機してもお金にならない。 | |
| 除雪施工法 | 直轄 4 作業内容は数十年前から変わっていないが、今後労働時間の問題も出てくる中で、今の体制では対応が難しくなってくるかと思います。新規企業の参入や除雪作業延長縮小等の検討が必要だと思います。<br>直轄 7 近年の降り方をみると「雪が積もったから出動する」では遅い。立往生を防ぐには降雪予測と照らし合わせて降り始めからの除雪が必要だと思う。我々除雪業者も今までの考え方、除雪方法を変える必要がある。<br>直轄 19 交通支障があった場合に、迂回する経路等の整備と構築。<br>直轄 23 オペレータ不足もあり除雪区間を短くしていただきたい。<br>直轄 27 通行止め規制の確立。<br>新潟 1 地域全体の除雪作業を発注者（道路管理者）毎にきちんと区切ることなく柔軟に対応ができるようになれば、本当の地域の冬期交通確保に近づくと考える。<br>富山 2 少子高齢化、就労人数の減少を考えますと、オペレータは現状維持程度が現実だと考えます。ですので、全ての道路の除雪をするのではなく、重要な路線を設定して除雪するのが現実的かと思います。<br>富山 5 除雪出動は早めに決定してほしい。 | |
| 除雪機械 | 直轄 16 貸与機械の対応年数が長くなっているため不具合の発生が多くなっている。財政が厳しいのは分かるが、もう少し短い年数で入替を考えてほしい。<br>直轄 21 県土木から貸与されている除雪機械が古いので、新しい機械にしてほしい。<br>新潟 6 若手育成に二人乗りのモーターグレーダーは必要と考えます。既存機械の延命、メーカーによる新規開発を考えていただきたい<br>新潟 27 自社機械の老朽化の為、修理が必要となることがしばしばあるが、部品の製造が終了している等、維持管理費が高くなる。維持管理費の補助制度の確保。 | |
| 乗務基準 | 直轄 20 助手制度をなくしてほしい。<br>直轄 25 近年オペレータの高齢化及び若い人員の確保が難しい中、要望として除雪機械乗車のワンマン化の推進をお願いしたい。 | |

| 項　目 | 意 見 ・ 要 望 | 備　考 |
|---|---|---|
| 整備・保守 | 直轄 19 除雪機械の修理・不具合に対して、24時間・休日等に関らずに対応してもらう必要性があり、夜間での機械トラブル発生時には担当が決まっているが、連絡がとれず対応が遅れることがあった。(少数・業者が少ないと思われる)このことから、機械修理業者や機械整備士の確保等を希望する。 | |
| 燃料・機材 | 直轄　8 高速道路・国道を同時に通行止めにされるとタンクローリーが来れなく軽油が手配できなく作業に支障をきたす。<br>直轄 17 近年応援除雪が増えているため応援用(移動可能型）備品（電動工具・食料・水・燃料タンク等（燃料、アドブルー等）・燃料供給ポンプ・切断機・充電器等）の購入（経費補助含）をお願いしたい。 | |
| 技術開発 | 直轄 19 若年オペレーターが問題なく安全に除雪作業ができるよう、機械のガイダンスやコントロール化等のICTを活用した除雪装置の早期充実。 | |
| その他 | 直轄 27 県・市の除雪において、除雪回数に応じて単価契約（年1～5回以内は割高にする、0回の場合の固定費精算）を行うなど、県・市の予算では厳しいところがあると思うので、国からの補助金等を整備していただきたい。<br>直轄 30 除雪作業は災害なので残業時間等の時間緩和。（働き方改革対応）<br>直轄 31 「除雪作業を受注しないと公共工事の指名競争入札に指名されない」のではないだろうか？という懸念があり、受注業者側は多少無理しても契約しようとする傾向があると思います。（個人的な意見です。）<br>富山 27 官保有の機械とオペレータをセットで貸与するようなやり方も考えられるかと思う。（退職者を募る）<br>石川 12 除雪機械の維持やオペレータ不足のため除雪業務維持が難しくなってきている。弊社も同様ではあるが、発注者に関しても除雪業務に対して経験不足による弊害が多少なりとも発生していると思われるので、その土地その場所特有の除雪を経験できる制度もあればよいと思われる。 | |

資料－２　アンケート調査票

# 令和4年度　除雪機械オペレータ実態調査表

（一社）日本建設機械施工協会北陸支部

| | | | |
|---|---|---|---|
| 貴社名 | | | |
| 担当者名 | | 部・課名 | |
| TEL | | E-Mail | |

【設問項目】 該当項目に☑または文字記入をお願いします。

**Q1.今年度の冬期期間（R4.11～R5.3）で、受注されている道路除雪作業の契約内容についてお聞かせ下さい。**

(1) 国・県・市町村で発注されている「道路除雪作業（工事）」（他工種と一体で発注されている工事も含む）を元請けされている契約内容について　☑を付与

- ▫ 国、県、市町村の3機関で除雪を実施
- ▫ 国、県、市町村の2機関で除雪を実施　（ ▫ 国、▫ 県、▫ 市町村　2つに☑ ）
- ▫ 国、県、市町村の1機関で除雪を実施　（ ▫ 国、▫ 県、▫ 市町村　1つに☑ ）
- ▫ 今年度の除雪作業は受注していない。　（最終受注年度は □平成・□令和　年度）

(2) **県および市町村の発注機関について**

県の発注機関（例 ○○地域振興局等）

市町村の発注機関（例 ○○市、○○町等）

(3) **除雪作業の契約形態について**　☑を付与

- ▫ 国　（ ▫ 単価契約、▫ 総価契約、▫ 随意契約、▫ その他（　））
- ▫ 県　（ ▫ 単価契約、▫ 総価契約、▫ 随意契約、▫ その他（　））
- ▫ 市町村（ ▫ 単価契約、▫ 総価契約、▫ 随意契約、　その他（　））

**Q2.貴社所属の除雪作業に従事されているオペレータについてお聞かせ下さい。**

＊Q2～Q5の記入にあたっては、Q1(1)の契約における「国」、「県」、「市町村」毎に記入をお願いします。
2機関以上で契約されている場合には、シートをコピーして記入願います。（Q1、Q6、Q7は無記入）

(1) **令和4年度に除雪作業に従事されるオペレータは人数について**　数値のみを記入

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 自社職員 | | 下請職員 | | 合　計 | |

(2) **除雪作業に従事するオペレータ年齢毎の人数について**　数値のみを記入

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 20歳以下 | | 21～30歳 | | 31～40歳 | |
| 41～50歳 | | 51～60歳 | | 61～70歳 | |
| 71歳以上 | | | | 計 | |

(3) **オペレータの除雪作業の経験年数毎の人数について**　数値のみを記入

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1年未満 | | 1～5年 | | 6～10年 | |
| 11～15年 | | 16～20年 | | 21～25年 | |
| 26～30年 | | 31年以上 | | 計 | |

(4) **オペレータの住まいから除雪基地（機械置場含む）までの通勤時間について**　数値のみを記入

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 30分未満 | | 30～60分未満 | | 60分以上 | |

1 / 2 ページ

(5) 除雪作業に従事するオペレータの勤務体制について　☑を付与

□ 一交代制　□ 二交代制　□ 三交代制

□ その他　（　　）

(6) 下請けされている職員の夏場の仕事内容について　☑付与及び数値のみを記入

□ 建設業（　名）　□ 運送業（　名）　□ 農業（　名）　□ 林業（　名）

□ 自動車整備業（　名）　□ その他（　　）（　名）

**Q3.貴社での除雪作業で使用されている除雪機械は何台についてお聞かせ下さい。**

（国、県、市町村の貸与を含めた台数）　数値のみを記入

| | | | |
|---|---|---|---|
| 官貸与 | | | |
| 自社所有 | | その内除雪作業のみ使用 | |
| ﾘｰｽ・ﾚﾝﾀﾙ | | | |

**Q4.除雪作業にあたり、現在雇用しているオペレータ数についてお聞かせ下さい。**　☑付与及び数値のみを記入

□ 平年雪、豪雪時とも交代要員を含めて含めて十分である。

□ 平年雪程度であれば交代要員を含めて十分であるが、豪雪時には不足である。

不足オペレータ人数　　程度

□ 平年雪で交代要員があっても、不足している。

平年雪　　程度不足　　豪雪時　　程度不足

**Q5.除雪機械に乗車する助手の確保についてお聞かせ下さい。**　☑付与及び数値のみを記入

□ 「将来」のオペレータを考慮して、助手「専門」して確保　　助手確保数

□ オペレータ及び助手として確保　　ｵﾍﾟ兼助手確保数

□ その他　　作業内容

（記入例）一人乗り除雪車のオペレータとして確保

**Q6.除雪体制を維持するtめ、官公庁（国、地方自治体）から支援して頂きたい事項について**

（1）除雪オペレータを確保するための制度

（2）除雪機械を確保するための必要な制度等

**Q7.その他（除雪作業全般に関してご意見等があれば記入願います）**

お忙しいところ、アンケート調査にご協力ありがとうございました。

2 / 2 ページ